

高石市高齢者福祉計画及び 第 7 期介護保険事業計画（素案）

平成 29 年 11 月
高 石 市

目次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定体制.....	4
5 介護保険制度の改正内容.....	5
6 地域包括ケアシステムについて.....	7

第2章 高齢者を取り巻く状況

1 人口・世帯の状況.....	8
2 介護保険サービスの利用状況.....	13
3 地域支援事業の状況.....	25
4 健康づくりの状況.....	29
5 生きがいづくり、高齢者福祉サービス等の状況.....	30
6 地域の状況.....	31
7 アンケート調査結果から見た現状.....	36
8 本計画で重点的に取り組む事項.....	53

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 計画の基本理念.....	56
2 計画の基本目標.....	57
3 施策体系.....	60

第4章 施策・事業の展開

1 地域包括ケアシステムの深化・推進.....	61
2 健幸のまちづくりの推進.....	69
3 高齢者の尊厳の確保.....	76
4 福祉のまちづくりの推進.....	81
5 介護保険事業の適正な推進.....	84

1 計画策定の背景と目的

日本の高齢者人口（65 歳以上人口）は近年一貫して増加を続けており、平成 27 年の国勢調査では高齢化率は 26.7%となっています。高石市においても平成 27 年に団塊の世代が 65 歳を迎えて以降、高齢者人口は益々増加し、今後も、高齢化がさらに進行し、特に後期高齢者が急増することが予測されています。

高石市では、高齢者施策の基本的な方向を示す「高石市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」を策定し、高齢者の暮らしにやさしい健康で長寿のまちづくりを進めています。

しかし、高齢化の急速な進行に伴い、地域社会では高齢者をめぐるさまざまな問題が浮かび上がっています。一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯のさらなる増加や孤立化、認知症高齢者の増加、介護する家族の負担増やそれに伴う介護離職の増加、高齢者虐待の危険性などの問題への対応が課題となっています。

また、平均寿命が延びている一方、介護が必要な期間が増加しており、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間（健康寿命）を延伸していくことも求められています。

このような課題に直面する中で、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援や、要介護状態の重度化防止のために、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築が引き続き課題となっています。

この仕組みを構築していくため、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握と関係機関との連携等による解決が図られる包括的な支援体制づくりを進めることが重要視されています。

こうした国等の動向を踏まえるとともに、平成 29 年度に本計画の第6期計画期間（平成 27 年度～29 年度）が終了することから、施策の実施状況や効果を検証した上で、団塊の世代が 75 歳になる 2025 年（平成 37 年）を見据え、「地域包括ケアシステム」の実現をめざす新たな計画を策定します。

2 計画の位置づけ

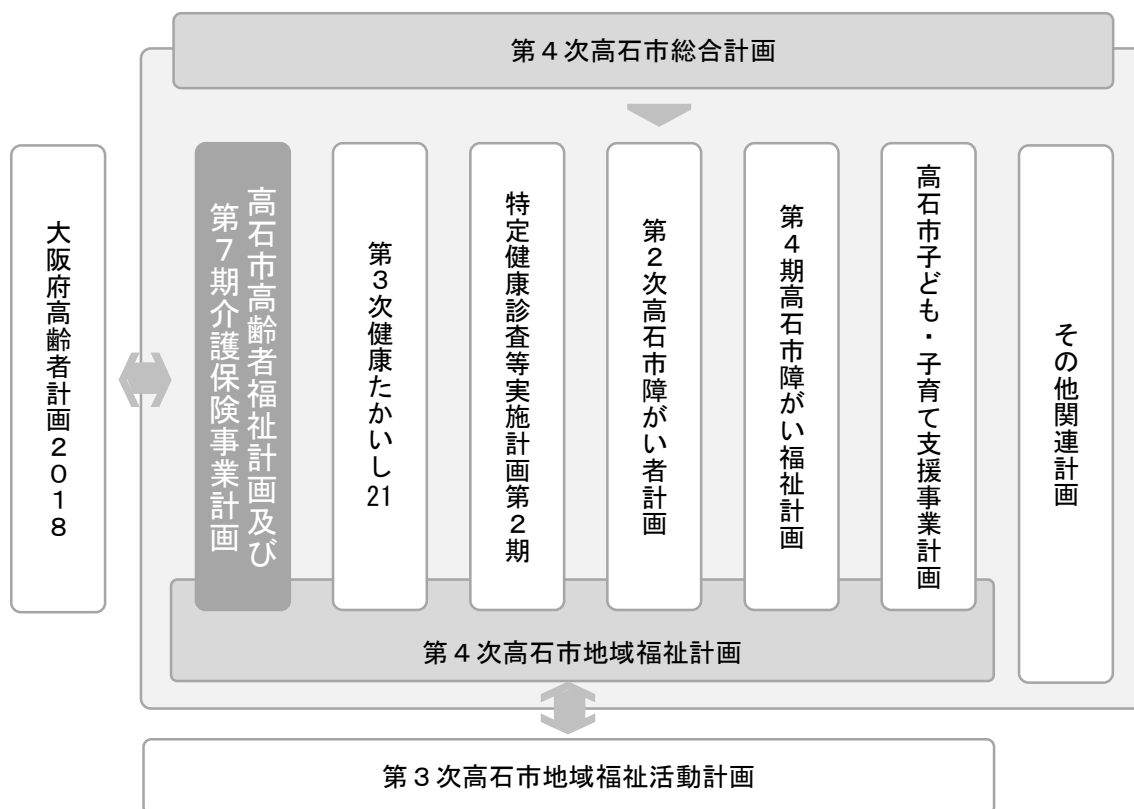
<法的位置づけ>

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づくもので、高齢者の福祉の増進を図るために定める計画です。介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づき、市が行う介護保険事業の円滑な実施に関する計画です。

この2つの法律により、両計画の一体的な作成が規定されていることから、「高石市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画」を策定するものです。

<市の上位・関連計画との位置づけ>

この計画は、国、府等の関連計画と整合を図るとともに、第4次高石市総合計画を上位計画とし、「第4次高石市地域福祉計画」、「高石市子ども・子育て支援事業計画」、「第2次高石市障がい者計画」、「第3次健康たかいし21」等の関連計画と整合を図ります。また、大阪府にて策定される「大阪府高齢者計画2018」との整合も図ったものとなっております。



3 計画の期間

本計画の期間は、平成 30 年度から平成 32 年度とし、団塊の世代が 75 歳になる平成 37 年度を視野に入れた計画とします。

なお、次期計画の見直しは平成 32 年度中に行い、平成 33 年度を初年度とする計画（第 8 期）を策定することとなります。

平成 27～29 年度	平成 30～32 年度	平成 33～35 年度	平成 36～38 年度
第 6 期計画			
	第 7 期計画		
		第 8 期計画	
			第 9 期計画

4 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

第7期介護保険事業計画の策定の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しています。

調査の概要

	介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	在宅介護実態調査	地域包括ケア・防災に 関する調査
調査対象	高石市在住の65歳以上高齢者、要介護認定者を無作為抽出		65歳以上の全市民（悉皆調査）
調査期間	平成29年6月1日から		平成28年6月24日から
調査方法	郵送による配布・回収	認定調査員による直接配布・回収	郵送による配布・回収
回収状況	配布数 2,500通 有効回答数 1,682通 有効回答率 67.3%	配布数 178通 有効回答数 178通 有効回答率 100.0%	配布数 15,352通 有効回答数 10,251通 有効回答率 66.8%

(2) 計画策定組織

本計画は、「高石市介護保険事業等計画推進委員会」において、保健・医療・福祉関係者をはじめ、学識経験者や市民代表などの各分野からの意見や要望をお聞きし、策定しました。

また、庁内においては、関係部局で構成する「保健・医療・福祉関係事務等検討委員会」において検討を行い、大阪府などとの連携・協力のもと、本計画（素案）を策定しました。

(3) パブリックコメント

本計画について、市民から広く意見をお聞きするため、広報誌や本市ホームページに掲載するとともに、主要施設において閲覧できるようにして募集を行います。

5 介護保険制度の改正内容

介護保険制度については、計画の期間に合わせ、3年ごとに大きな見直しが行われます。第7期計画に合わせて行われる今回の制度改正において、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるよう、改正が行われています。

（１）自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

- ・高齢化が進展する中で、さらなる地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、制度の持続可能性を維持するためには、保険者が地域の課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じ、自立した生活を送るための取り組みを進めることが重要です。
- ・本市が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組むよう、①データに基づく課題分析と対応（取組内容・目標の介護保険事業（支援）計画への記載）②適切な指標による実績評価③インセンティブの付与が法律により制度化されます。

※主な法律事項

- ・介護保険事業（支援）計画の策定に当たり、国から提供されたデータの分析の実施。
- ・介護保険事業（支援）計画に介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標を記載。
- ・都道府県による市町村支援の規定の整備。
- ・介護保険事業（支援）計画に位置付けられた目標の達成状況についての公表及び報告。
- ・財政的インセンティブの付与の規定の整備。

（２）新たな介護保険施設の創設

- ・今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設として介護医療院が創設されます。
- ・病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できるとされています。

（３）地域共生社会の実現に向けた取組の推進

①「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

- ・地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記されました。

②理念実現のため、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備を行います。
- ・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制づくりを行います。
- ・主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制づくりを行います。

③地域福祉計画の充実

- ・市町村が地域福祉計画を策定し、福祉の各分野における共通事項を定め、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の上位計画として位置づけます。（都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。）
- ・高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスが位置付けられます。

（４）持続可能な制度とするための法改正

①現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し

- ・世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とします。ただし、月額 44,400 円の負担の上限あり。【平成 30 年 8 月施行】

②介護納付金における総報酬割の導入

- ・第2号被保険者（40～64 歳）の保険料は、介護納付金として医療保険者に賦課しており、各医療保険者が加入者である第2号被保険者の負担すべき費用を一括納付しています。
- ・各医療保険者は、介護納付金を、第2号被保険者である『加入者数に応じて負担』していますが、これを被用者保険間では『報酬額に比例した負担』とします。（激変緩和の観点から平成 29 年 8 月分より段階的に導入）

6 地域包括ケアシステムについて

地域包括ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた地域の中で、必要に応じて、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組みです。

国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）を目途に、介護が必要になっても、認知症になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、地域包括ケアシステムの構築の実現をめざしています。

一人暮らし高齢者や認知症高齢者など、支援を必要とする高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止や、介護保険制度の持続可能性を確保するうえでも、地域包括ケアシステムの深化・推進が求められます。

第 2 章

高齢者を取り巻く状況

1 人口・世帯の状況

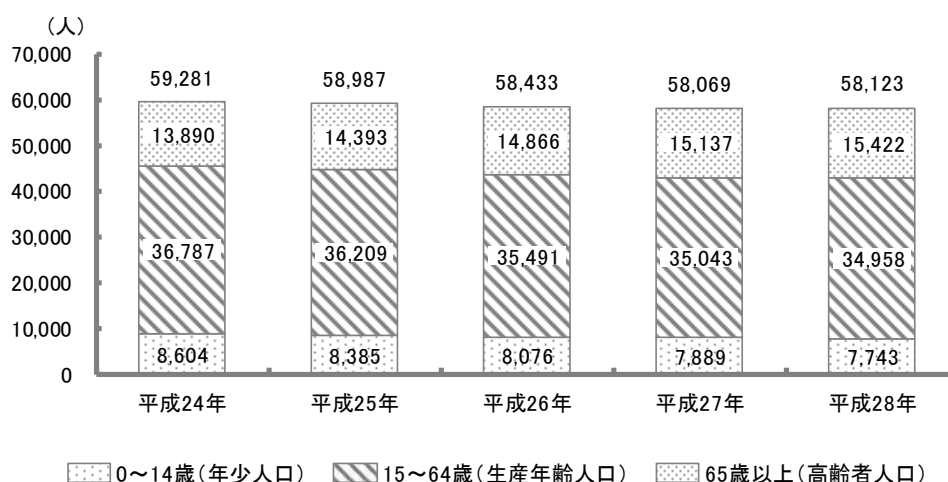
(1) 人口の推移

人口の推移をみると、年々減少の傾向にあり、平成 28 年で 58,123 人となっています。65 歳以上の高齢者人口は年々増加の傾向にあり、平成 28 年で 15,422 人、高齢化率は 26.5%となっています。

前期高齢者割合と後期高齢者割合の推移をみると、前期高齢者割合は平成 24 年以降、増加傾向にあり、平成 28 年で 13.8%となっています。後期高齢者割合は年々増加しており、平成 28 年で 12.7%となっています。前期高齢者割合と後期高齢者割合の平成 24 年から平成 28 年の伸び率をみると、前期高齢者で 110.6%、後期高齢者で 116.5%と後期高齢者の伸びが大きい状況にあります。

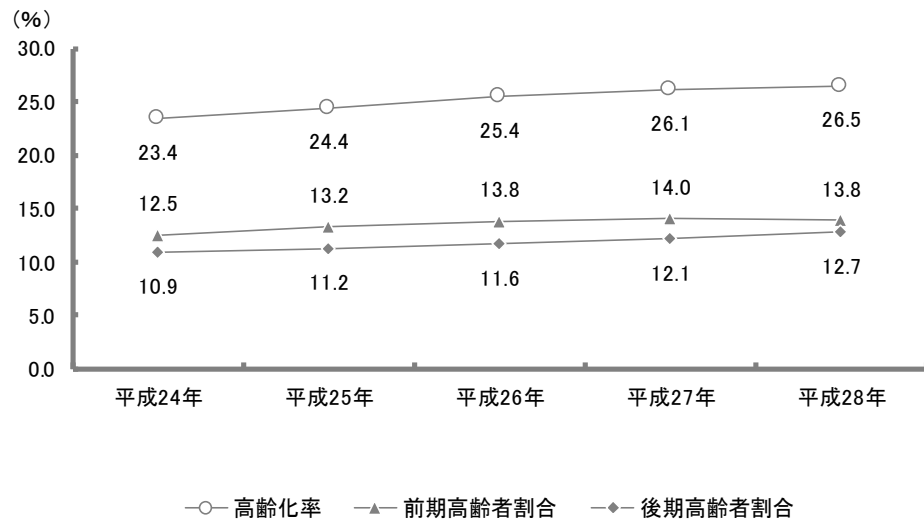
将来人口推計と高齢化率の推移をみると、総人口は減少していくのに対して、高齢化率は増加していくと見込まれています。

年齢 3 区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

高齢者人口割合の推移（高齢化率、前期高齢者割合、後期高齢者割合）

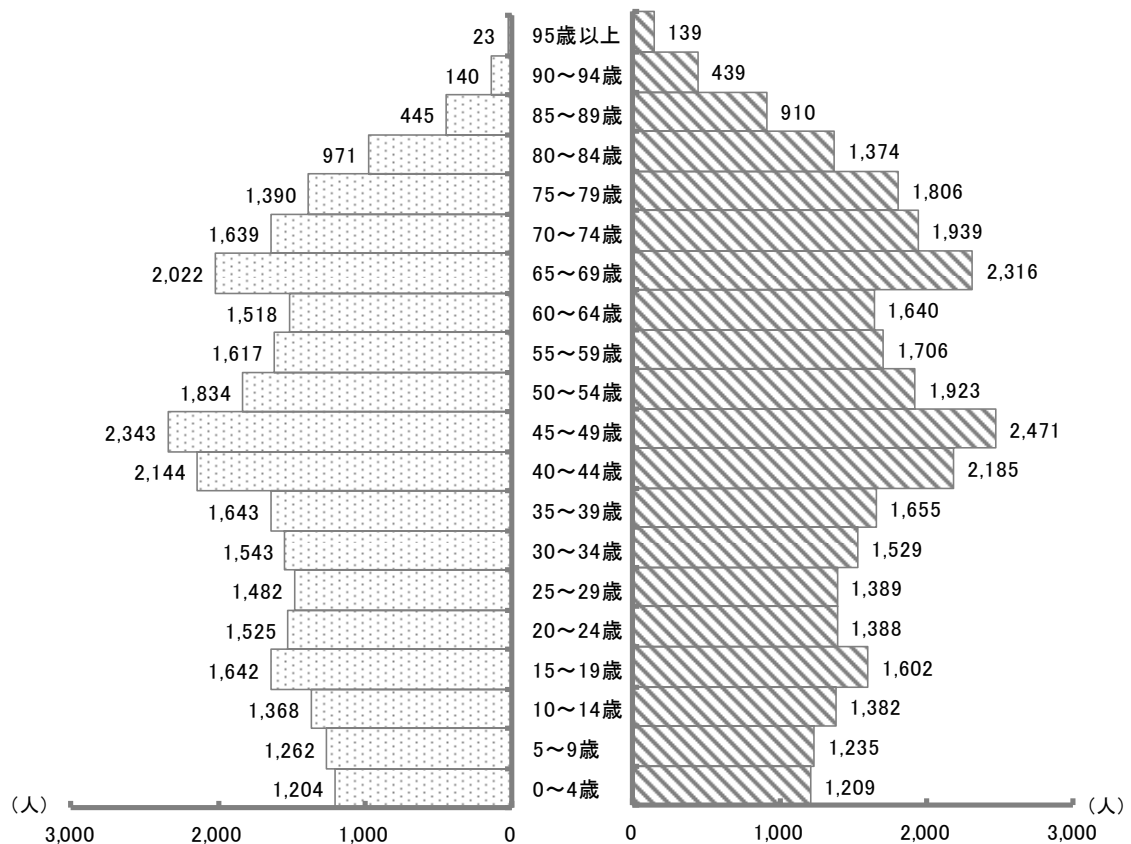


資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

人口ピラミッド（平成 29 年 10 月 1 日現在）

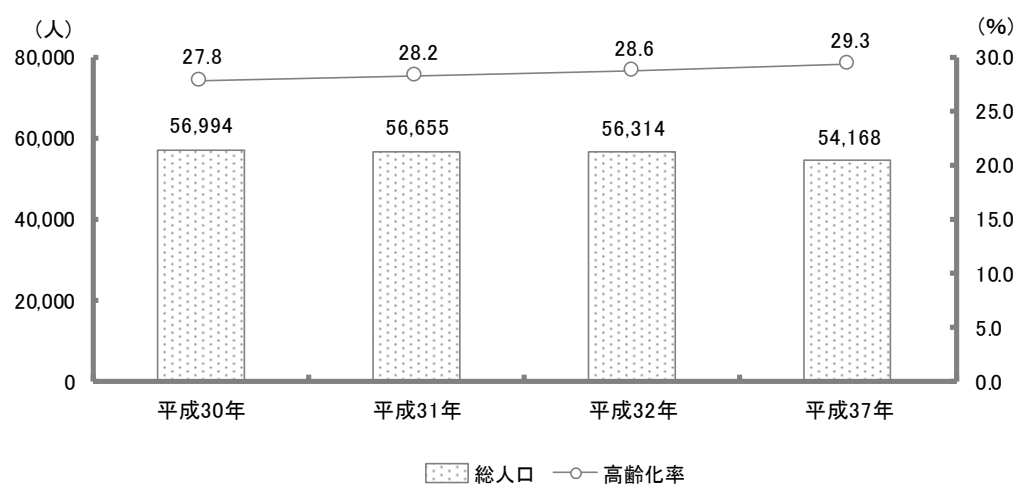
【 男性 】

【 女性 】



資料：住民基本台帳（平成 29 年 10 月 1 日現在）

将来人口推計と高齢化率の推移



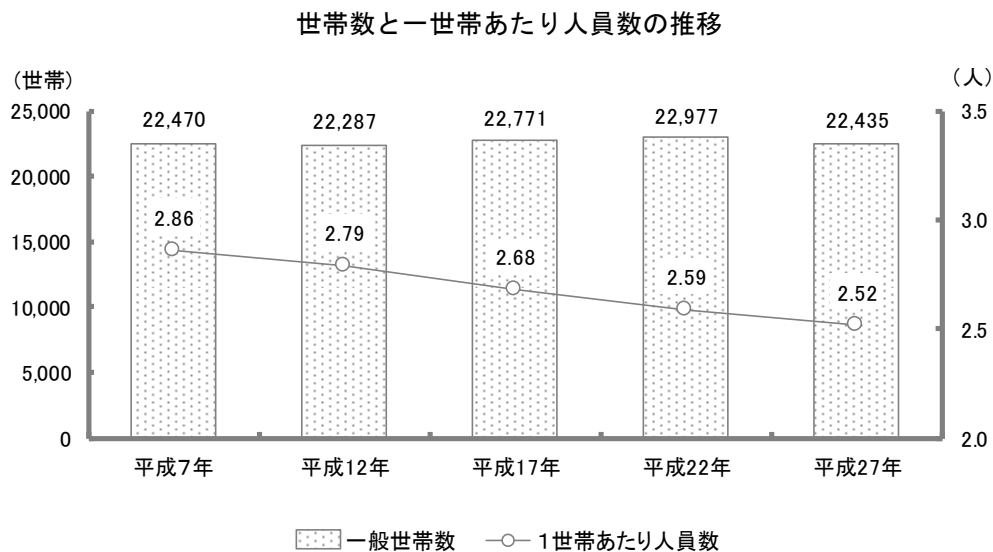
資料：見える化システム

（２）世帯数の推移

①世帯数と一世帯あたり人員数の推移

世帯数をみると、平成７年以降、増減を繰り返し、平成２７年で 22,435 世帯となっています。

また、一世帯あたり人員数については年々減少しており、平成２７年で 2.52 人となっています。



資料：国勢調査

②高齢者世帯数の推移

高齢者のいる世帯は年々増加しており、平成２７年で 9,880 世帯（構成比 44.0%）となっており、大阪府の 39.1% よりも多くなっています。

また、高齢者のいる世帯のうち、ひとり暮らし世帯についても年々増加しており、高齢者のいる世帯に占める割合は平成２７年で 29.9% となっています。

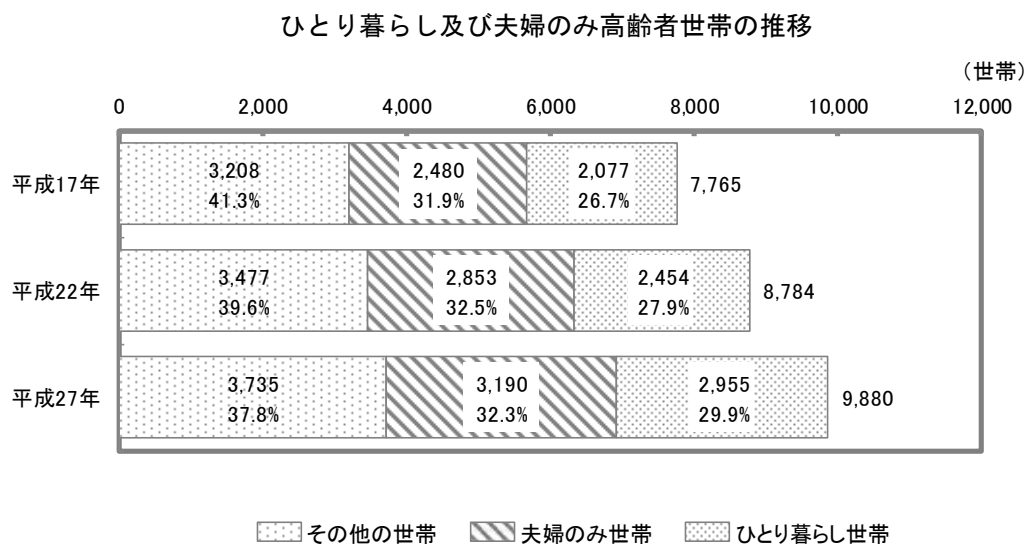
高齢者世帯数の推移

		平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
一般世帯数	世帯数	22,470	22,287	22,771	22,977	22,435
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
高齢者のいる世帯	世帯数	5,548	6,584	7,765	8,784	9,880
	%	24.7	29.5	34.1	38.2	44.0
うち、ひとり暮らし世帯 (高齢者単身世帯)	世帯数	1,223	1,608	2,077	2,454	2,955
	%	22.0	24.4	26.7	27.9	29.9
その他一般世帯	世帯数	16,922	15,703	15,006	14,193	12,555
	%	75.3	70.5	65.9	61.8	56.0
大阪府高齢者のいる世帯率	%	23.4	27.2	31.8	35.2	39.1

資料：国勢調査

③ひとり暮らし及び夫婦のみ高齢者世帯の推移

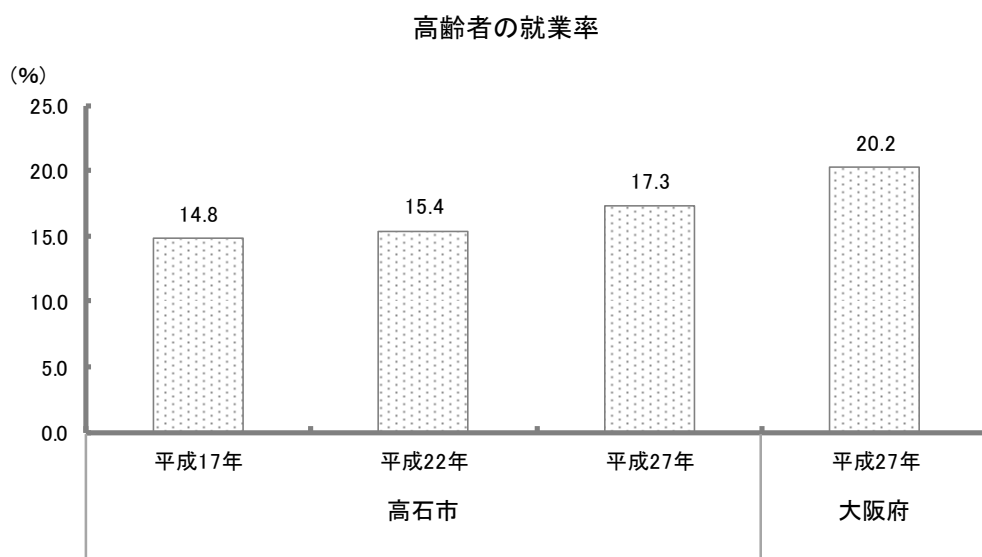
高齢者世帯に占めるひとり暮らし世帯は、平成27年では29.9%で、夫婦のみ世帯は平成27年で32.3%となっており、高齢者単身世帯が大きく増加しています。



資料：国勢調査

④高齢者の就業状況

高齢者の就業状況を見ると、平成27年で17.3%と年々増加していますが、大阪府全体と比べると高齢者の就業率は低い状況です。



資料：国勢調査

2 介護保険サービスの利用状況

(1) 介護給付費の推移

① 予防給付費

予防給付費について、計画値との比較をすると、平成 27 年度、平成 28 年度ともに計画値より 10 から 20 ポイント下回っています。

計画値との比較（予防給付費）

単位：千円

	計画値			実績値		対計画比（％）	
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
介護予防サービス							
介護予防訪問介護	101,397	104,516	42,151	97,842	94,490	96.5	90.4
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0.0	0.0
介護予防訪問看護	17,340	19,779	22,455	13,199	16,136	76.1	81.6
介護予防訪問 リハビリテーション	1,453	1,714	1,998	893	1,079	61.5	63.0
介護予防居宅 療養管理指導	2,907	3,338	3,774	3,916	4,817	134.7	144.3
介護予防通所介護	121,829	138,734	74,831	99,006	99,956	81.3	72.0
介護予防通所 リハビリテーション	28,585	30,657	32,990	26,020	26,703	91.0	87.1
介護予防短期入所 生活介護	3,689	4,563	5,511	2,607	2,476	70.7	54.3
介護予防短期入所 療養介護（老健）	0	0	0	213	36	—	—
介護予防短期入所 療養介護（病院等）	0	0	0	417	209	—	—
介護予防福祉用具貸与	24,496	26,927	29,572	22,440	22,934	91.6	85.2
介護予防福祉用具購入費	2,441	2,621	2,817	2,067	2,229	84.7	85.1
介護予防住宅改修	15,690	19,575	22,615	12,139	10,323	77.4	52.7
介護予防特定施設 入居者生活介護	16,642	14,273	8,653	10,792	9,452	64.8	66.2
地域密着型 介護予防サービス							
介護予防認知症 対応型通所介護	0	0	0	0	347	0.0	—
介護予防小規模 多機能型居宅介護	8,249	10,769	13,492	5,400	4,367	65.5	40.6
介護予防認知症対応型 共同生活介護	0	0	0	0	0	0.0	0.0
介護予防地域密着型 通所介護		0	0		0		0.0
介護予防支援	41,109	43,754	46,741	45,000	45,558	109.5	104.1
予防給付費	385,827	421,220	307,600	341,951	341,112	88.6	81.0

② 介護給付費

介護給付費について、計画値との比較をすると、平成 27 年度、平成 28 年度ともに計画値より 6 から 7 ポイント下回っています。

計画値との比較（介護給付費）

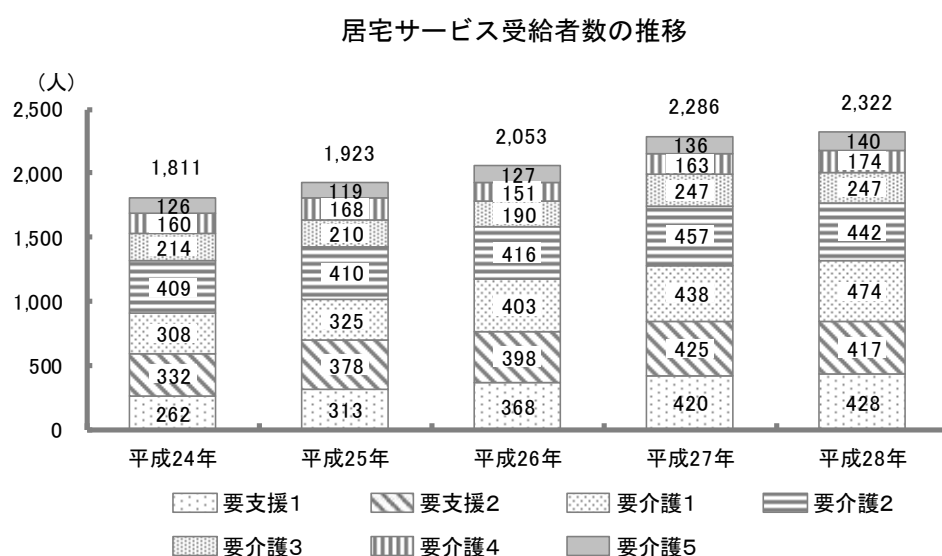
単位：千円

	計画値			実績値		対計画比（％）	
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
居宅サービス							
訪問介護	709,642	746,461	780,869	665,919	683,109	93.8	91.5
訪問入浴介護	23,726	24,395	24,986	20,437	15,055	86.1	61.7
訪問看護	133,347	148,874	164,531	128,574	138,348	96.4	92.9
訪問リハビリテーション	24,254	24,579	24,721	19,587	21,603	80.8	87.9
居宅療養管理指導	65,266	70,192	74,938	77,442	86,611	118.7	123.4
通所介護	542,288	506,886	524,427	543,573	451,690	100.2	89.1
通所リハビリテーション	200,739	226,379	252,738	201,558	211,783	100.4	93.6
短期入所生活介護	94,389	96,336	98,860	79,941	74,737	84.7	77.6
短期入所療養介護（老健）	24,199	27,565	30,906	21,309	19,887	88.1	72.1
短期入所療養介護（病院等）	20,049	19,070	18,242	20,359	18,973	101.5	99.5
福祉用具貸与	135,625	145,074	154,019	138,556	140,738	102.2	97.0
福祉用具購入費	6,640	7,247	7,515	5,709	5,937	86.0	81.9
住宅改修費	19,194	19,991	20,688	10,195	9,725	53.1	48.6
特定施設入居者生活介護	187,067	193,453	203,540	164,373	168,776	87.9	87.2
地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	0	0	0	2,334	3,032	0.0	—
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0.0	0.0
認知症対応型通所介護	32,474	34,660	36,731	24,124	24,219	74.3	69.9
小規模多機能型居宅介護	159,142	169,213	178,678	140,786	141,605	88.5	83.7
認知症対応型 共同生活介護	218,262	217,841	217,841	195,691	201,198	89.7	92.4
地域密着型特定施設 入居者生活介護	0	0	0	0	0	0.0	0.0
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0.0	0.0
看護小規模多機能型 居宅介護	0	0	0	0	0	0.0	0.0
地域密着型通所介護		56,321	58,270		130,412		231.6
施設サービス							
介護老人福祉施設	478,054	502,099	529,799	441,410	441,903	92.3	88.0
介護老人保健施設	457,754	464,662	482,341	468,274	496,593	102.3	106.9
介護療養型医療施設	154,948	154,649	154,649	77,285	83,022	49.9	53.7
居宅介護支援	198,888	205,122	210,722	225,328	216,087	113.3	105.3
介護給付費	3,885,947	4,061,069	4,250,011	3,672,763	3,785,043	94.5	93.2

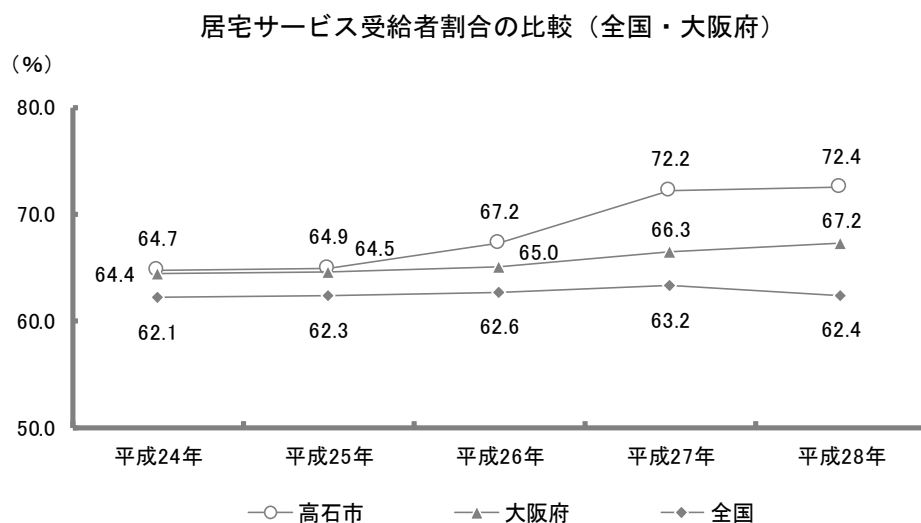
(2) 居宅サービス受給者数の推移

居宅サービス受給者数の推移をみると、年々増加しており、平成28年で2,322人となっています。

居宅サービス受給者割合をみると、平成26年までは横ばいで推移していましたが、平成27年以降大幅に増加し、平成28年には72.4%となっています。また、居宅サービス受給者割合は全国・大阪府よりも高い状況です。



資料：介護保険事業状況報告（各年11月月報【9月利用分】）

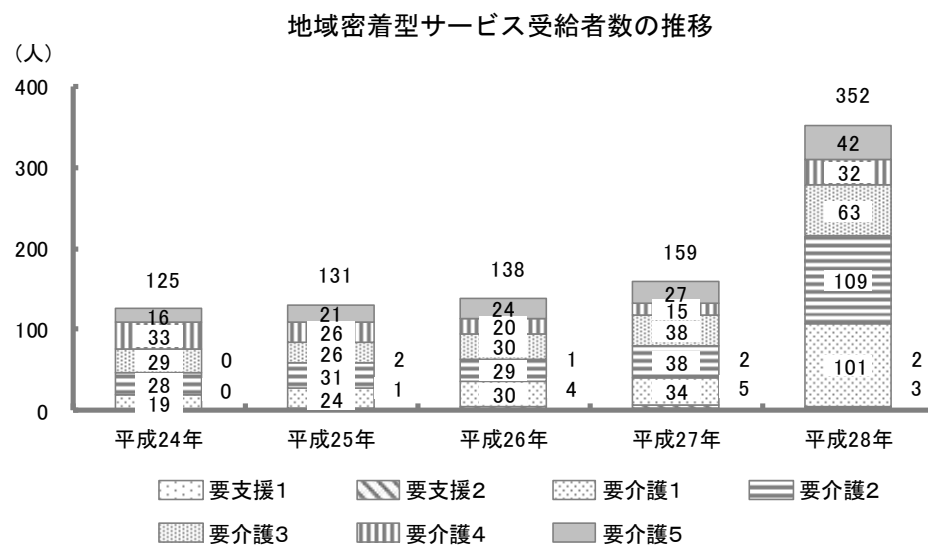


資料：介護保険事業状況報告（各年11月月報【9月利用分】）

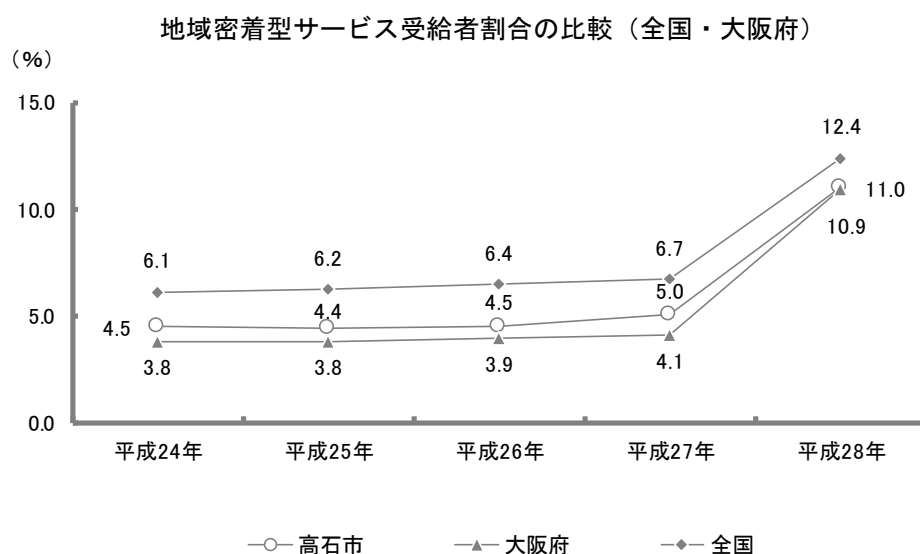
(3) 地域密着型サービス受給者数の推移

地域密着型サービス受給者数の推移をみると、年々増加しており、平成 28 年では 352 人となっています。

地域密着型サービス受給者割合をみると、平成 27 年まで横ばいで推移していましたが、平成 28 年には居宅サービスとして行っていた通所介護のうち利用定員が 18 人以下の小規模な通所介護事業所は、地域密着型通所介護へ移行したため、大幅に上昇し、11.0%となっています。また、地域密着型サービス受給者割合を全国・大阪府と比較すると、大阪府より高く、全国よりは低い状況です。



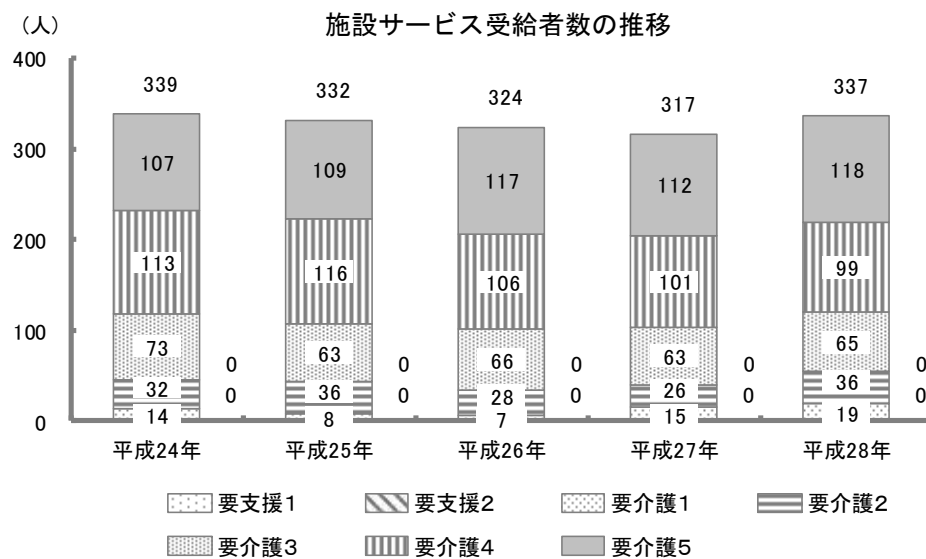
資料：介護保険事業状況報告（各年 11 月月報【9 月利用分】）



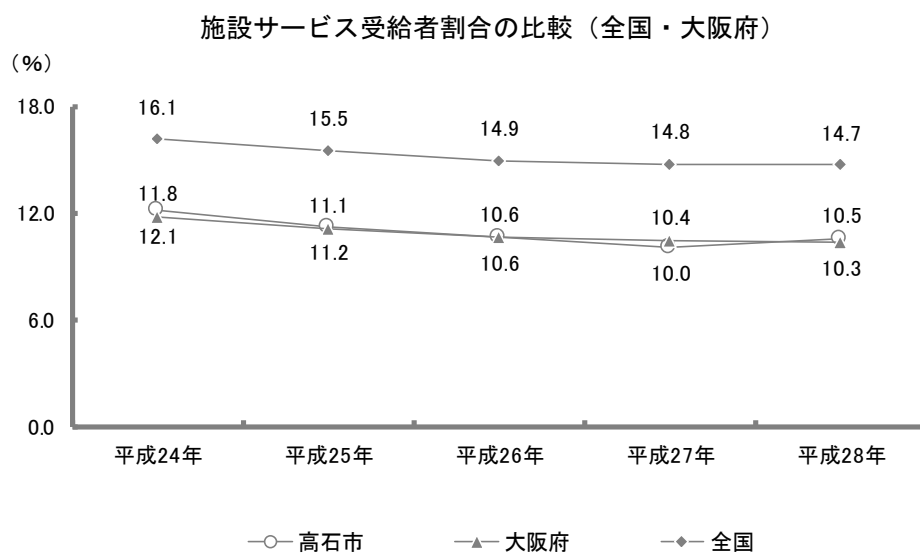
資料：介護保険事業状況報告（各年 11 月月報【9 月利用分】）

(4) 施設サービス受給者数の推移

施設サービス受給者数の推移をみると、平成27年まで緩やかに減少していましたが、平成28年にはやや増加し、337人となっています。施設サービス受給者割合は年々減少しており、平成28年で10.5%となっています。また、施設サービス受給者割合を全国・大阪府と比較すると、大阪府と同水準で推移し、全国よりは低い状況です。

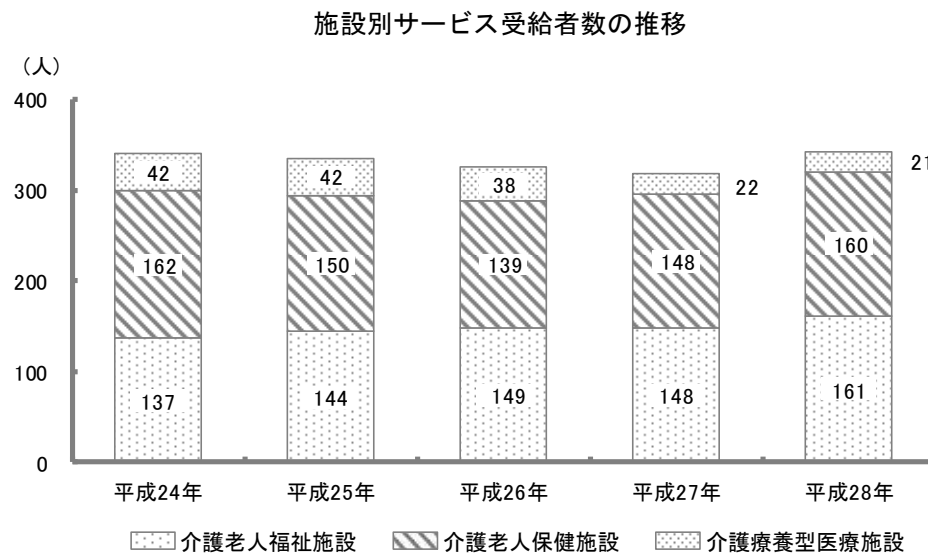


資料：介護保険事業状況報告（各年11月月報【9月利用分】）



資料：介護保険事業状況報告（各年11月月報【9月利用分】）

施設別にサービス受給者数の推移をみると、介護療養型医療施設については、年々減少していますが、介護老人福祉施設、介護老人保健施設については、各年度で利用者数が増減している状況にあります。



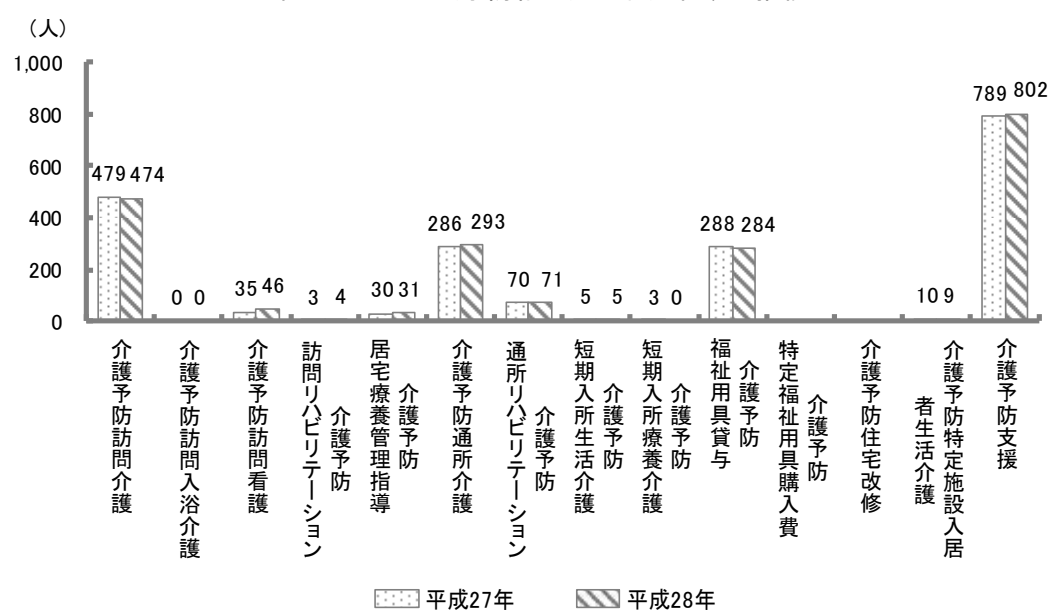
資料：介護保険事業状況報告（各年 11 月月報【9 月利用分】）

(5) 居宅サービスの利用状況

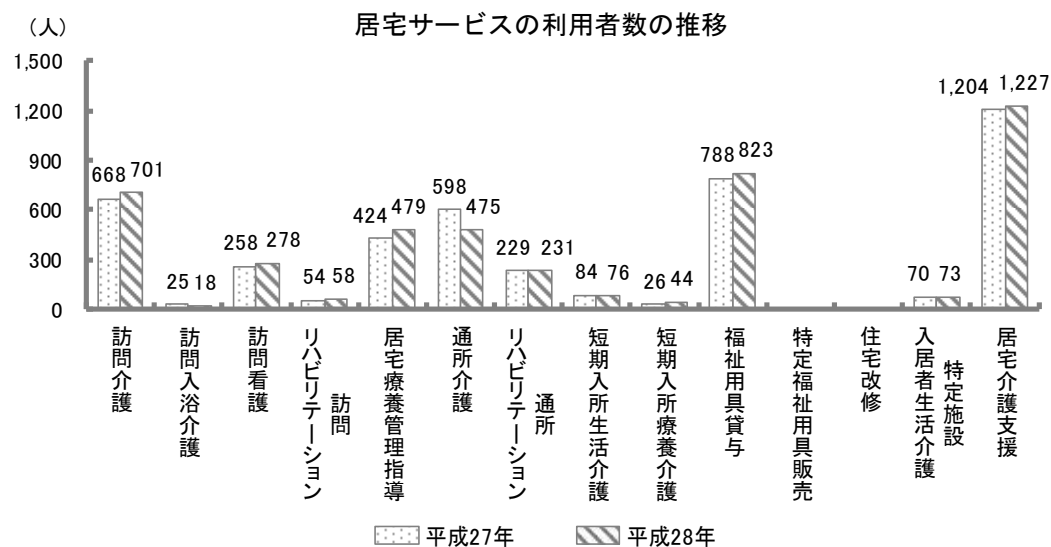
平成 28 年の居宅サービスの利用状況をみると、予防給付では「介護予防訪問介護」が最も多く、次いで「介護予防通所介護」、「介護予防福祉用具貸与」と続いています。介護給付では「福祉用具貸与」が最も多く、次いで「訪問介護」、「居宅療養管理指導」と続いています。

予防給付・介護給付ともに平成 27 年度から平成 28 年度にかけて利用が増えているサービスが多くなっています。

居宅サービス（予防給付）の利用者数の推移



居宅サービスの利用者数の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年 11 月月報【9 月利用分】）

平成 28 年度の利用者数の実績値と計画値を比較し 20 人以上の差がみられたサービスは、「介護予防通所介護」「介護予防福祉用具貸与」の 2 サービスで実績が計画値を下回り、20 人以上上回ったサービスはありません。

介護予防居宅サービス（予防給付）の利用者数及び利用回数・日数の実績値と計画値

サービス種類	単位	実績		計画値		実績－計画値	
		27 年度	28 年度	27 年度	28 年度	27 年度	28 年度
介護予防訪問介護	人数/月	479	474	469	482	10	-8
介護予防訪問入浴介護	人数/月	0	0	0	0	0	0
	回数/月	0	0	0	0	0	0
	一人当たり利用回数/月	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	人数/月	35	46	37	42	-2	4
	回数/月	279	353	334	383	-55	-30
	一人当たり利用回数/月	8.0	7.7	9.0	9.1	-1.0	-1.4
介護予防訪問リハビリテーション	人数/月	3	4	4	5	-1	-1
	回数/月	26	36	42	49	-16	-13
	一人当たり利用回数/月	8.7	9.0	10.5	9.8	-1.8	-0.8
介護予防居宅療養管理指導	人数/月	30	31	23	26	7	5
介護予防通所介護	人数/月	286	293	292	332	-6	-39
介護予防通所リハビリテーション	人数/月	70	71	59	63	11	8
介護予防短期入所生活介護	人数/月	5	5	9	11	-4	-6
	日数/月	34	27	43	53	-9	-26
	一人当たり利用日数/月	6.8	5.4	4.8	4.8	2.0	0.6
介護予防短期入所療養介護	人数/月	3	0	0	0	3	0
	日数/月	7	0	0	0	7	0
	一人当たり利用日数/月	2.3	0	0	0	2.3	0
介護予防福祉用具貸与	人数/月	288	284	278	305	10	-21
介護予防特定福祉用具購入費	人数/月			9	10	-9	-10
介護予防住宅改修	人数/月			12	15	-12	-15
介護予防特定施設入居者生活介護	人数/月	10	9	13	11	-3	-2
介護予防支援	人数/月	789	802	767	818	22	-16

資料：介護保険事業状況報告（各年 11 月月報【9 月利用分】）

平成 28 年度の利用者数の実績値と計画値を比較し 20 人以上の差がみられたサービスは、「訪問介護」「居宅療養管理指導」「居宅介護支援」の 3 サービスで実績が計画値を上回り、「通所介護」「通所リハビリテーション」「福祉用具貸与」の 3 サービスで 20 人以上下回っています。

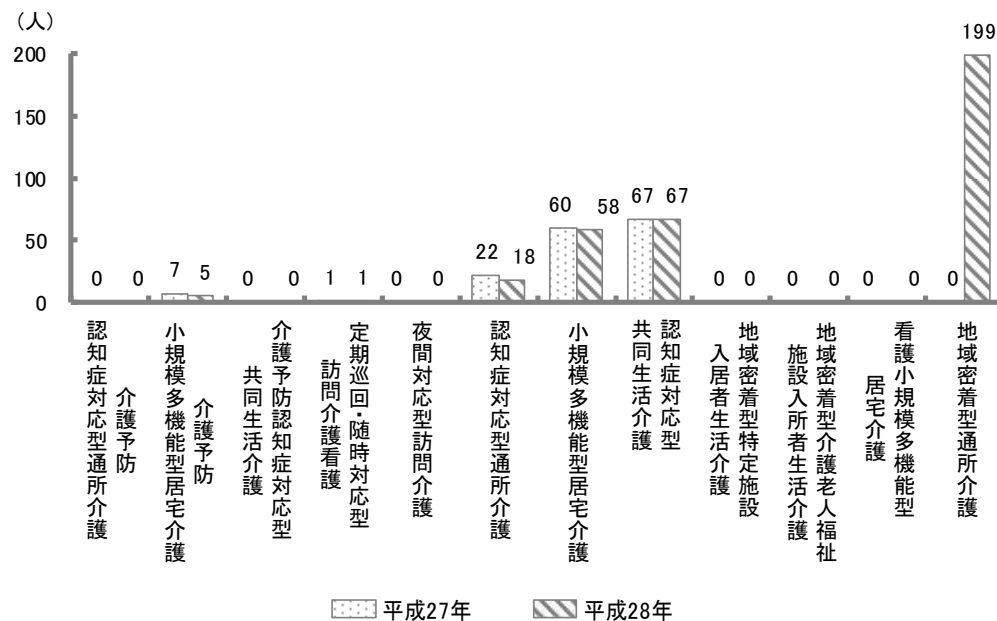
居宅サービス（介護給付）の利用者数及び利用回数・日数の実績値と計画値

サービス種類	単位	実績		計画値		実績－計画値	
		27 年度	28 年度	27 年度	28 年度	27 年度	28 年度
訪問介護	人数/月	668	701	637	656	31	45
	回数/月	21,125	21,932	20,055	21,123	1,070	809
	一人当たり利用回数/月	31.6	31.3	31.5	32.2	0.1	-0.9
訪問入浴介護	人数/月	25	18	28	29	-3	-11
	回数/月	125	89	170	175	-45	-86
	一人当たり利用回数/月	5.0	4.9	6.1	6.0	-1.1	-1.1
訪問看護	人数/月	258	278	235	265	23	13
	回数/月	2,388	2,550	2,201	2,462	187	88
	一人当たり利用回数/月	9.3	9.2	9.4	9.3	-0.1	-0.1
訪問リハビリテーション	人数/月	54	58	61	62	-7	-4
	回数/月	544	620	686	697	-142	-77
	一人当たり利用回数/月	10.1	10.7	11.2	11.2	-1.1	-0.5
居宅療養管理指導	人数/月	424	479	412	443	12	36
通所介護	人数/月	598	475	578	543	20	-68
	回数/月	5,966	5,022	5,799	5,446	167	-424
	一人当たり利用回数/月	10.0	10.6	10.0	10.0	0.0	0.6
通所リハビリテーション	人数/月	229	231	244	274	-15	-43
	回数/月	1,919	2,032	1,990	2,243	-71	-211
	一人当たり利用回数/月	8.4	8.8	8.2	8.2	0.2	0.6
短期入所生活介護	人数/月	84	76	79	80	5	-4
	日数/月	758	636	874	892	-116	-256
	一人当たり利用日数/月	9.0	8.4	11.1	11.2	-2.1	-2.8
短期入所療養介護	人数/月	26	44	52	55	-26	-11
	日数/月	354	324	414	431	-60	-107
	一人当たり利用日数/月	13.6	7.4	8.0	7.8	5.6	-0.4
福祉用具貸与	人数/月	788	823	817	873	-29	-50
特定福祉用具販売	人数/月			18	19		
住宅改修	人数/月			17	17		
特定施設入居者生活介護	人数/月	70	73	79	81	-9	-8
居宅介護支援	人数/月	1,204	1,227	1,135	1,171	69	56

資料：介護保険事業状況報告（各年 11 月月報【9 月利用分】）

(6) 地域密着型サービスの利用状況

地域密着型サービスの利用状況をみると、予防給付では「介護予防小規模多機能型居宅介護」のみでの利用となっています。介護給付は平成 28 年度で「地域密着型通所介護」が最も多く、「認知症対応型共同生活介護」「小規模多機能型居宅介護」、「認知症対応型通所介護」と続いています。



資料：介護保険事業状況報告（各年 11 月月報【9 月利用分】）

予防給付の実績値と計画値を比較すると、平成 28 年度で「介護予防小規模多機能型居宅介護」の利用があり、計画値と若干の差がありますが、ほぼ見込みどおりとなっています。

介護予防地域密着型サービス（予防給付）の利用者数及び利用回数の実績値と計画値

サービス種類	単位	実績		計画値		実績－計画値	
		27 年度	28 年度	27 年度	28 年度	27 年度	28 年度
介護予防認知症対応型通所介護	人数/月	0	0	0	0	0	0
	回数/月	0	0	0	0	0	0
	一人当たり利用回数/月	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数/月	7	5	9	12	-2	-7
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数/月	0	0	0	0	0	0

資料：介護保険事業状況報告（各年 11 月月報【9 月利用分】）

介護給付の実績値と計画値を比較すると、平成 28 年度で「小規模多機能型居宅介護」において 12 人の差がみられました。また、平成 28 年度から居宅サービスとして行っていた通所介護のうち利用定員が 18 人以下の小規模な通所介護事業所は、地域密着型通所介護へ移行し、199 人の利用となっています。

地域密着型サービス（介護給付）の利用者数及び利用回数の実績値と計画値

サービス種類	単位	実績		計画値		実績－計画値	
		27 年度	28 年度	27 年度	28 年度	27 年度	28 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数/月	1	1	0	0	1	1
夜間対応型訪問介護	人数/月	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	人数/月	22	18	22	23	0	-5
	回数/月	192	190	249	265	-57	-75
	一人当たり利用回数/月	8.7	10.6	11.3	11.5	-2.6	-1.0
小規模多機能型居宅介護	人数/月	60	58	65	70	-5	-12
認知症対応型共同生活介護	人数/月	67	67	72	72	-5	-5
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数/月	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数/月	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	人数/月	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	人数/月	0	199	0	60	0	139
	回数/月	0	1,660	—	—	—	—
	一人当たり利用回数/月	0	8.3	—	—	—	—

資料：介護保険事業状況報告（各年 11 月月報【9 月利用分】）

(7) 施設サービスの利用状況

施設サービスの利用状況をみると、平成 27 年から平成 28 年度にかけて「介護保健施設」は増加、「介護老人福祉施設」「介護療養型医療施設」は減少しています。

サービス種類	単位	実績		計画値		実績－計画値	
		27 年度	28 年度	27 年度	28 年度	27 年度	28 年度
介護老人福祉施設	人数/月	148	161	160	168	-12	-7
介護老人保健施設	人数/月	148	160	141	143	7	17
介護療養型医療施設	人数/月	22	21	36	36	-14	-15

資料：介護保険事業状況報告（各年 11 月月報【9 月利用分】）

3 地域支援事業の状況

(1) 地域支援事業の状況

地域支援事業は、平成29年4月から始まった介護予防・日常生活支援総合事業や、包括的支援事業、任意事業があり、以下のサービスを提供してきました。

項目		事業内容
介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・生活支援サービス事業	介護予防・生活支援サービス事業 訪問型サービス 通所サービス その他の生活支援サービス 介護予防ケアマネジメント
	一般介護予防事業	介護予防教室事業 地域介護予防活動支援事業
包括的支援事業	総合相談支援事業	○地域包括支援センター運営事業
	権利擁護事業	
	包括的・継続的ケアマネジメント事業	
	生活支援体制整備事業	
	認知症施策推進事業	
任意事業	介護給付等費用適正化事業	○介護給付費通知事業 ○認定調査・ケアプラン点検事業 ○ケアマネジメント適正化事業 ○住宅改修支援事業 ○住宅改修適正化事業
	家族介護支援事業	○介護用品支給事業 ○家族介護慰労事業
	その他	○食の自立支援事業（高齢者等配食サービス事業） ○成年後見制度利用支援事業 ○介護相談員派遣事業 ○認知症高齢者等緊急一時保護事業

(2) 介護予防事業の状況

高齢者等ができる限り要介護状態になることを防ぐとともに、介護などが必要な高齢者等の状態の維持や改善を図り、悪化を防ぐため、様々な介護予防事業に取り組んでいます。

事業の実施状況として、一般介護予防事業では「ふれあい元気クラブ」の65歳以上の延べ人数は大きく増加しており、介護家族の集いについても引き続き参加していただいている状況です。

介護予防事業の実施状況

			平成 27 年度	平成 28 年度
一般介護 予防 事業	ふれあい元気クラブ	実施回数	5 箇所・112	6 箇所・125
		65 歳以上延べ人数	5,855	7,125
		64 歳以下延べ人数	186	448
	元気モリモリ教室	実施回数	1 箇所・11	－
		参加延べ人数	85	－
	介護家族の集い	実施回数	45	47
		参加延べ人数	222	231

(3) 包括的支援事業の状況

包括的支援事業は、地域包括支援センター業務が中心となり、高齢者が抱える様々な悩みや不安に対して相談に応じる総合相談支援事業や権利擁護事業、介護支援専門員に対する後方支援等を行う包括的・継続的ケアマネジメント事業を実施しています。

事業の実施状況として、総合相談や権利擁護に関する相談件数、対応件数は年々増加しています。

また、高齢者虐待防止支援検討会議や地域包括ケア会議、地域担当ケア会議など、様々な会議を開催しています。各会議において、事例検討や個別ケースに対する対応、連絡調整など、今後の活動内容や参加者の質の向上、問題ケースの解消につなげるなど、積極的に会議を開催しています。

また、本市では平成 21 年 6 月から「認知症サポーター 100 万人キャラバン事業」を展開しています。認知症サポーターは平成 28 年では 5,049 人にまで増加しています。

包括的支援事業の実施状況

			平成 27 年度	平成 28 年度	
総合相談支援事業			相談件数	757	588
高齢者虐待防止事業 (高齢者虐待防止支援検討会議)			会議開催件数	11	2
			高齢者虐待防止支援者実数	11	12
権利擁護事業	権利擁護に関する相談		延べケース数	177	158
			対応延べ件数	797	801
	成年後見制度利用促進事業		開始審判手続支援者数	5	5
	認知症サポーター100 万人 キャラバン事業		サポーター総数	4,161	5,049
			サポーター養成件数	1,202	888
			サポーター養成開催回数	33	36
			キャラバンメイト養成回数	0	1
	介護支援専門員に対する支援			体制構築ケース件数	88
各会議の 開催	地域包括ケア会議	開催件数	3	3	
	地域担当ケア会議	開催件数	47	66	
	高齢者等 SOS ネットワーク事業 連絡会	開催件数	4	4	
	ケアマネジャー連 絡会	開催件数	12	11	
見守り支援事業			登録者数	86	113
			協力団体数	168	169
			支援要請件数	13	13
介護者家族の会			開催件数	11	12
			参加者述べ数	173	75

(4) 任意事業の状況

本市では、任意事業として介護給付適正化事業、家族介護支援事業、配食サービス等のその他事業を実施しています。

任意事業の実施状況

			平成 27 年度	平成 28 年度
介護給付 適正化事業	市職員による認定調査	件数	1,314	1,648
	認定調査票の点検	件数	2,163	2,005
	ケアプラン点検事業	回数	6	6
		件数	24	24
	介護給付費通知事業	件数	7,630	7,630
	住宅改修支援事業	件数	32	25
	住宅改修適正化事業	件数	4	3
家族介護 支援事業	介護用品給付事業（紙おむつ給付）	人数	62	78
	家族介護慰労金	人数	0	0
その他事業	配食サービス	延べ人数	435	636
		延べ配食数	4,070	8,621
	成年後見制度利用支援事業	件数	3	3
	認知症高齢者等緊急一時保護事業	件数	9	8
	介護相談員派遣事業	回数	34	35
		人数	68	70

4 健康づくりの状況

本市では、市民一人ひとりの健康状態や健康観に基づいて主体的に取り組むことができ、個人の健康づくりを社会全体で支援していく総合的な健康づくりの仕組みや健康増進体制の構築をめざした「第3次健康たかいし21」を策定し、推進しています。

特定検診の受診率は平成27年度で27.8%、平成28年度で34.5%と上昇しております。特定保健指導の実施率は平成27年度から平成28年度にかけてほぼ横ばいです。また、各種がん検診受診率は平成27年から28年にかけてほぼ横ばいですが、大腸がん検診の受診率は向上しております。

健康づくり、保健事業の実施状況

		平成27年度	平成28年度
健康手帳	交付数	139	121
健康教育	実施回数	44	131
	延べ受講者数	394	765
健康相談	実施回数	210	178
	延べ受講者数	394	311
特定健康診査	対象者数	9,706	9,188
	受診者数	2,698	3,170
	受診率(%)	27.8	34.5
特定保健指導	対象者数	254	343
	指導終了者数	45	59
	実施率(%)	17.7	17.2
肺がん検診	対象者数	34,521	34,815
	集団検診	1,413	1,311
	受診率(%)	4.1	3.8
胃がん検診	対象者数	34,521	34,815
	集団検診	1,299	1,114
	受診率(%)	3.8	3.2
乳がん検診	対象者数	18,625	18,763
	集団検診	1,384	1,334
	個別検診	328	313
	受診率(%)	9.2	8.8

		平成27年度	平成28年度
子宮がん検診	対象者数	24,792	24,839
	集団検診	696	631
	個別検診	1,613	1,625
	受診率(%)	9.3	9.1
大腸がん検診	対象者数	18,625	18,763
	集団検診	1,504	1,338
	個別検診	336	1521
	受診率(%)	9.9	15.2
肝炎ウイルス検診	対象者数	34,521	34,815
	集団検診	123	131
	受診率(%)	0.4	0.4
訪問指導	要指導者被訪問実人員	3	2
	要指導者被訪問延べ人員	3	22
機能訓練	通所リハビリ実人員	5	3
	通所リハビリ延べ人員	163	112

5 生きがいきづくり、高齢者福祉サービス等の状況

高齢者の生きがいきづくりをはじめ、高齢者の日常生活を支援するために高齢者福祉サービスの提供等に取り組んでいます。

		平成 27 年度	平成 28 年度
緊急通報装置	設置数	253	247
住宅改造助成	件数	3	0
長寿祝品	総対象者	835	762
	対象者数	77 歳	575
		88 歳	237
		99 歳	21
		最高齢者	2
在宅介護支援センター	相談件数	256	235
老人福祉センター	総利用者数	74,253	78,400
	瑞松苑	利用者数	37,176
	菊寿苑	利用者数	16,229
	慶翠苑	利用者数	24,995
福祉バス	延べ利用者数	20,936	23,589
金婚者祝賀会	組数	21	38
老人クラブ	クラブ数	35	38
	登録者数	3,878	4,043
シルバー人材センター	登録者数	466	460
	就業実人員	400	395
	就業率（％）	85.8	85.9
街かどデイハウス	延べ利用者数	867	893
ひとり暮らし高齢者訪問	延べ利用者数	1,712	1,701
福祉農園区画	総区画数	216	216

6 地域の状況

(1) 小地域活動（校区福祉委員会）

本市では、昭和 53 年度に 7 小学校区に校区福祉委員会が設置され、各種団体との連絡調整を図り、さらに社会福祉法人 高石市社会福祉協議会と連携を図りながら、校区内の福祉問題解決、福祉増進などに取り組んできました。

平成 11 年度より、高齢者や障がいのある人、子育て中の親子など、支援を要する人びとが安心して生活していけるよう、地域住民の参加と協力による支え合い・助け合いを小学校区単位で行う小地域ネットワーク活動推進事業に取り組み、「隣人同士が顔の見える関係づくり」の構築をめざしています。

小地域ネットワーク活動推進事業の実施状況をみると、個別援助活動は平成 28 年では活動回数が 26,180 回となっています。また、グループ援助活動は、7 校区すべてで開催されるようになり、いきいきサロンやふれあい食事会も大きく増加しています。

高齢化や核家族化、ひとり暮らし高齢者が増加していることから、参加メンバー同士での声かけや助け合いなども含め、今後も見守り体制等を強化していく必要があります。

個別援助活動の実施状況

	平成 27 年度	平成 28 年度
個別援助活動数(延べ見守り回数)	30,758	26,180
協力者(延べ人数)	2,560	3,261
協力員一人あたり援助回数	12.0	10.2

グループ援助活動の実施状況

		平成 27 年度	平成 28 年度
いきいきサロン	実施回数	99	61
	参加者総数	4,410	2,801
ふれあい食事会 (会食会)	実施回数	45	38
	参加者総数	3,287	2,241
世代間交流	実施回数	55	29
	参加者総数	2,863	2,101
地域リハビリ	実施回数	47	44
	参加者総数	2,336	1,380
その他 (子育て支援他)	実施回数	26	26
	参加者総数	1,401	1,106

(2) 社会福祉法人 高石市社会福祉協議会

地域福祉の推進を図ることを目的とした団体として、自治会、民生・児童委員をはじめとする地域の諸団体を基盤として、本市の地域福祉活動を主体的に担っています。

また、ボランティア・市民活動センターの運営やコミュニティソーシャルワーカー（いきいき地域支援員）の配置による市民からの様々な相談への対応、介護保険事業、障害福祉サービス、地域包括支援センター事業、日常生活自立支援事業などを実施しています。

また、市の委託を受けて高齢者配食サービス事業、ひとり暮らし高齢者訪問を実施しています。

高石市社会福祉協議会における事業の実施状況

			平成 27 年度	平成 28 年度
日常生活自立支援事業	相談件数		33	25
	利用者数	認知症高齢者	16	20
		知的障がい者	0	0
		精神障がい者	6	5

(3) 民生・児童委員

民生・児童委員は、一定の地域社会（担当地区）を基盤として、市民からの福祉相談に応じ、その問題解決を図るために、保健福祉関係機関との連携・調整をはじめ、高齢者実態調査などの各種調査を通じて見守りの必要な人の早期発見や安否確認、福祉のまちづくり、社会福祉協議会活動への参加、地域の諸団体やコミュニティ活動への参加など、地域福祉活動のリーダーとして様々な活動を行っています。

民生・児童委員は、厚生労働大臣の委嘱により3年の任期で、児童及び妊産婦、母子家庭等に対する相談等支援活動を行っています。

民生・児童委員数は平成 29 年 10 月現在で 84 人となっています。

(4) NPO・ボランティア活動

本市には、平成 29 年 3 月末現在、大阪府から認証を受けた特定非営利活動法人（NPO 法人）が 5 法人あり、高齢者や障がいのある人、子育て中の保護者などを対象に生活支援、居場所づくり、健康づくりなどに関する事業を展開しています。その内、高齢者に関わる法人は 4 法人となっています。

また、平成 29 年 3 月末現在、ボランティアグループは 44 団体が組織されており、グループ数は年々増加傾向で、それぞれの専門性を生かした様々な活動が展開されています。

NPO 法人一覧（大阪府認証、平成 29 年 3 月末現在）

	グループ名	活動内容	会員数
1	NPO 法人 泉ひまわりの会	高齢者、障がい者の支援事業、育児支援事業等	24
2	NPO 法人 きずな	高齢者の楽しく過ごせる場所づくり、高齢者の健康づくり事業等	100
3	NPO 法人子育て支援 グーチョキパー	子どもたちの遊び広場や絵本の読み聞かせなどの子育て支援、取石中学校図書館サポート等	20
4	NPO 法人 やまびこ	介護予防による講演・体操・絵手紙教室、認知症予防としてコミュニティカフェを開催	16
5	NPO 法人 FP ファーム	年金・保険などお金にかかわる無料セミナー	13

ボランティアグループ一覧（平成 29 年 3 月末現在）

	グループ名	活動内容	会員数
1	すみれグループ	和泉乳児院の行事手伝い・読み聞かせグループホームの訪問、地域での活動	20
2	松の根グループ	歳末バザーの手伝い	40
3	心配ごと専和相談グループ	電話による心配ごと相談	13
4	ひさご会 音訳グループ	定例会、声の便り発行、声の広報制作 依頼録音図書制作	14
5	こぶしの会	独居・高齢者宅家事手伝い、通院介助 肢体不自由児機能訓練補助	10
6	たんぽぽグループ	施設への雑巾寄贈、古切手・テレカの収集、 施設慰問、施設窓拭き	7
7	まどか 2	海外難民へ送る古着の分別作業リサイクル市	9
8	ぐるうぶ ぼちぼち	ボランティア一般	10
9	点訳グループ	絵本の点訳、小学校総合学習の手伝い	7
10	高石マジッククラブ	施設慰問（マジック）	11
11	ボランティア東羽衣	手作り作品を持つの友愛訪問、お楽しみ会	18
12	南海福祉専門学校ボランティア グループ	ボランティア全般	218
13	紙工房あじさい	施設慰問	16

	グループ名	活動内容	会員数
14	手話サークル まつぼっくり	手話学習、聴言障がい者等との交流	21
15	グループふれあい	障がい者作業所・老人福祉施設の手伝い	8
16	タッチ・サン	手でさわる絵本づくり	7
17	根っこ	保健センターの機能訓練のボランティア (パンセ羽衣)	9
18	泉大津・高石フリー活動栄養士会	外食アドバイザー、栄養相談や食生活相談等、勉強会	7
19	宙の会	精神障がい者の地域での生活支援	7
20	沖縄同好会	施設慰問（沖縄舞踊）	6
21	凜	施設慰問（新舞踊・日本舞踊）	11
22	つくし	老人施設でのボランティア (料理活動・整容作業等)	12
23	化粧クラブ	老人福祉施設でのメイク指導	8
24	とろし お元気クラブ	高齢者等の閉じこもり防止・機能回復のための体操等手伝い（とろしプラザ）	13
25	すえひろ会	施設慰問（民謡）	3
26	楽笑笑福一座	施設慰問（皿回し・南京玉すだれ・箱太鼓、陣太鼓等の大道芸）	8
27	健（すこやか）	太極拳を取り入れた健康体操	19
28	大正琴「歩み」	施設慰問（大正琴、尺八等の和楽器）	7
29	セラピーガーデン	施設へのアロマセラピー&傾聴ボランティア、講習会等の開催	8
30	ドンパン会	民謡による施設慰問	8
31	高石市バトントワリングスポーツ少年団	バトントワリングの演技発表	16
32	生活支援市場・みどりや	東日本大震災、長期による支援活動 現地、市内での生活支援、募金活動	12
33	夢楽らいぶ一座	ギターの弾き語りショー	4
34	ポップコーンズ	アルトサクソ・バンドで昭和歌謡や動揺を演奏します。	6
35	高石健康生活ネットワーク	お茶・お花 児童作品展	15
36	リズム体操「パチャーター」	演歌・歌謡曲のリズムに乗せて楽しくて手足や身体の運動をします	32
37	ハンドメイドクラブ	バザー製品の作品やかわいい小物や雑貨の手作り	11
38	高石市史跡ボランティアガイドクラブ	高石市内の史跡を市内の方に案内し、健康増進に努める	8
39	あんず	きやらの郷での花壇の手入れ、お花見	9
40	たかいし生活支援サポーター「町の便利屋さん」	簡単な困りごとの有償支援	44
41	ゆめ企画 キララ	色が見や和紙を使った、花やつり飾りを介護施設に送る。デイケアへの制作、壁などの企画立案指導など	13
42	パソコン広場	パソコンで Word、Excel、インターネットを理解して活用できるように3コースに分けて、指導しています。	40
43	ドングリーズ	施設慰問（ハーモニカ演奏）	7
44	高石土笛の会	施設慰問（オカリナ演奏）	13

(5) 老人クラブ

生きがいと健康づくりのための様々な社会活動を通じて、老後の生活を豊かなものにするとともに、明るい長寿社会づくりに資することを目的として、各地域で老人クラブが活動しています。

本市では、平成 29 年 3 月末現在で 41 の単位クラブと、それらを総括する連合会が組織化され、グラウンドゴルフなどの軽スポーツをはじめ、囲碁・将棋、旅行などの様々なレクリエーション活動、地域清掃などの社会奉仕活動、友愛訪問活動や特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）への訪問活動なども行われています。

(6) 公益社団法人 高石市シルバー人材センター

シルバー人材センターは、健康で働く意欲のある高齢者の就業システムで、会員が豊かな経験と能力を生かし、働くことを通じて、生きがいの充実と社会参加で地域の発展に寄与することを目的として運営されている団体です。

おおむね 60 歳以上の人を会員として、軽作業、清掃、除草、植木の手入れ、塗装、大工、左官、家事手伝い、留守番、チラシの配布、宛名書き、施設管理などの仕事を一般家庭や事業所から受託して取り組んでいます。

7 アンケート調査結果から見た現状

(1) 調査の概要

① 調査対象

高石市在住の65歳以上高齢者、要介護認定者を無作為抽出

② 調査の概要

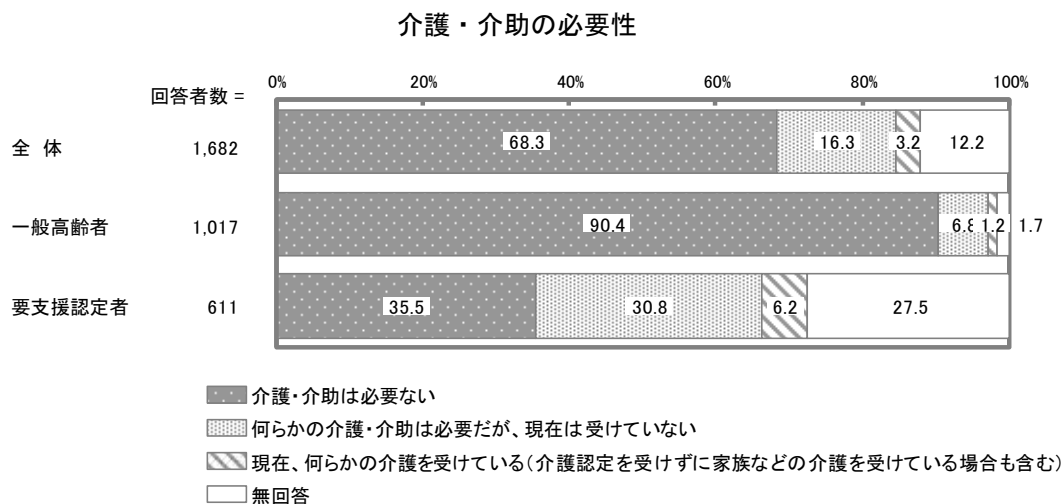
	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査	地域包括ケア・防災に関する調査
調査対象	高石市在住の65歳以上高齢者、要介護認定者を無作為抽出		65歳以上の全市民（悉皆調査）
調査期間	平成29年6月1日から		平成28年6月24日から
調査方法	郵送による配布・回収	認定調査員による直接配布・回収	郵送による配布・回収
回収状況	配布数 2,500通 有効回答数 1,682通 有効回答率 67.3%	配布数 178通 有効回答数 178通 有効回答率 100.0%	配布数 15,352通 有効回答数 10,251通 有効回答率 66.8%

(2) 調査結果

① 介護・介助の必要性

一般高齢者では、「介護・介助は必要ない」の割合が90.4%と最も高くなっています。

要支援認定者では、「介護・介助は必要ない」の割合が35.5%と最も高く、次いで「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」の割合が30.8%となっています。

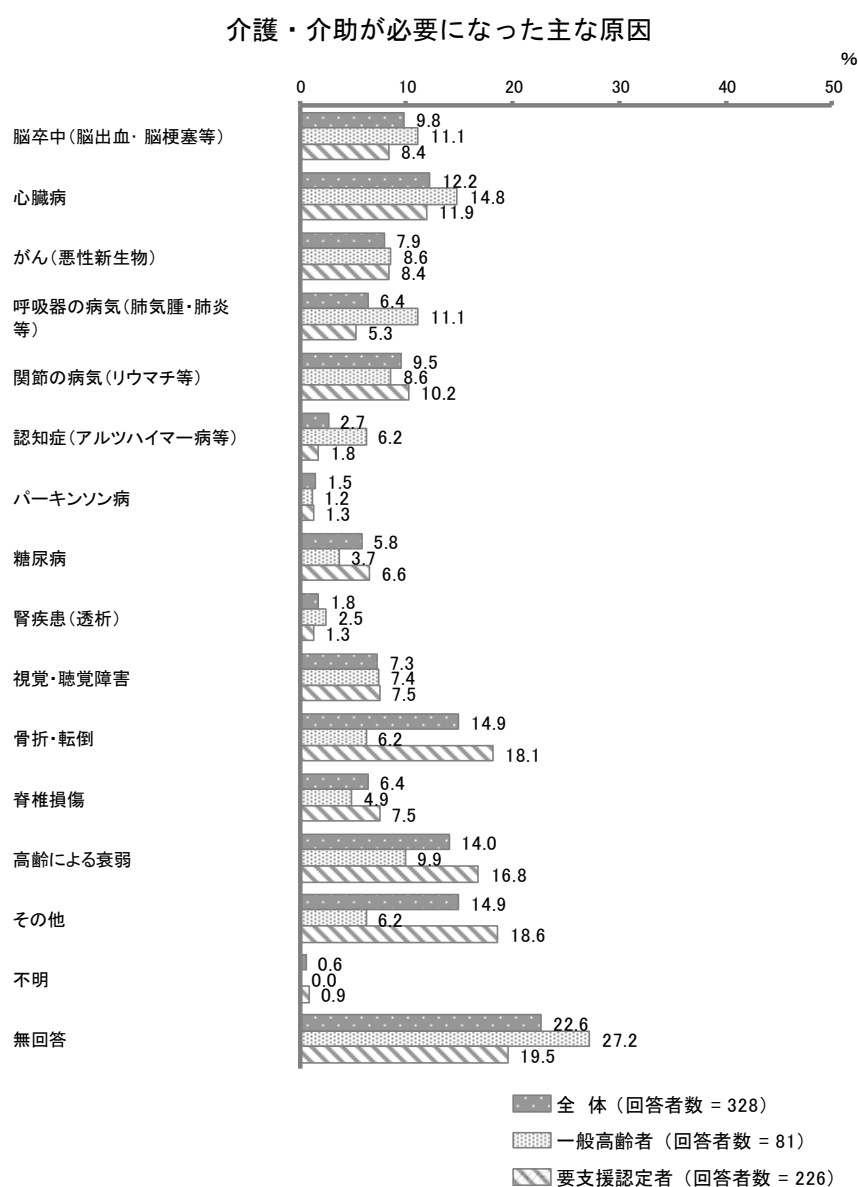


資料：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

② 介護・介助が必要になった主な原因

介護・介助が必要になった主な原因は、一般高齢者では、「心臓病」の割合が 14.8%と最も高く、次いで「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」、「呼吸器の病気（肺気腫・肺炎等）」の割合が 11.1%となっています。

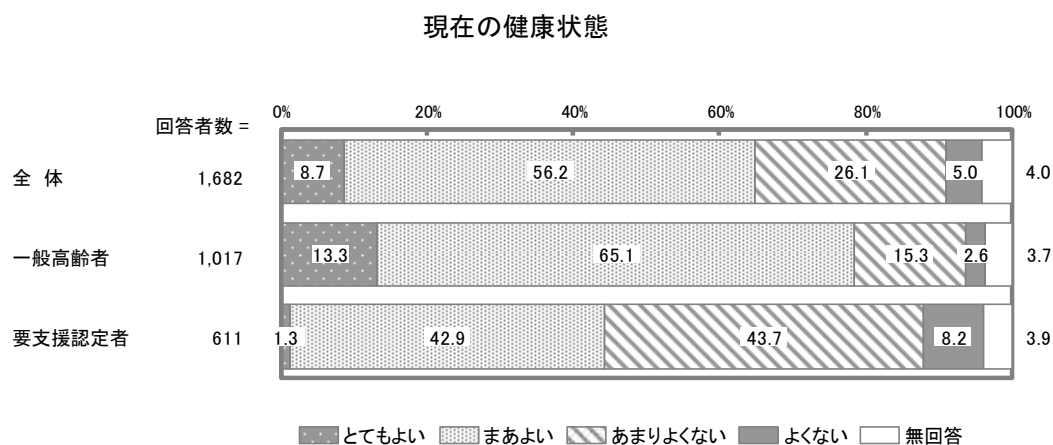
要支援認定者では、「骨折・転倒」の割合が 18.1%と最も高く、次いで「高齢による衰弱」の割合が 16.8%、「心臓病」の割合が 11.9%となっています。また、「脳卒中」「糖尿病」などの生活習慣病の割合も高くなっています。



資料：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

③ 現在の健康状態について

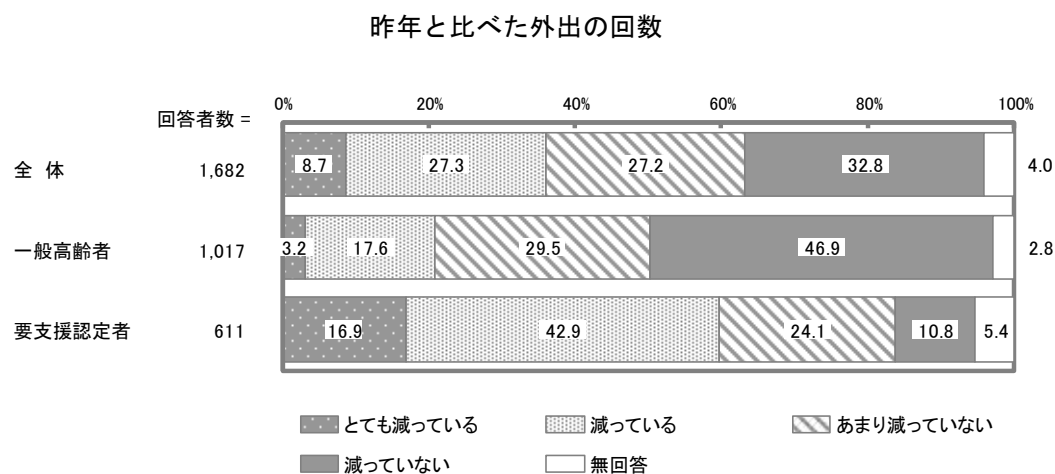
現在の健康状態について「とてもよい」と「まあよい」をあわせた『健康状態がよい人』の割合は、一般高齢者で78.4%、要支援認定者で44.2%となっています。また、「あまりよくない」と「よくない」をあわせた『健康状態がよくない人』の割合は、一般高齢者で17.9%、要支援認定者で51.9%となっています。



資料：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

④ 外出の回数

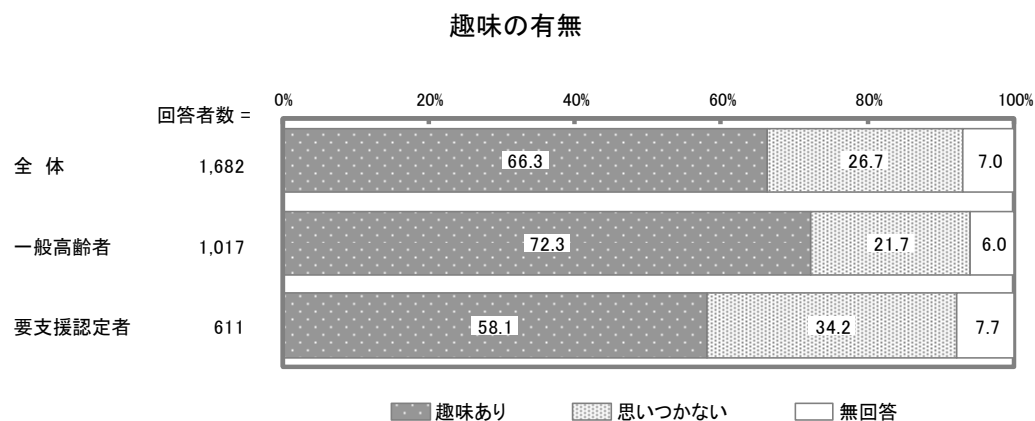
外出の回数について「とても減っている」と「減っている」を合わせた『外出の回数が減っている人』の割合は、一般高齢者で20.8%、要支援認定者で59.8%となっています。



資料：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

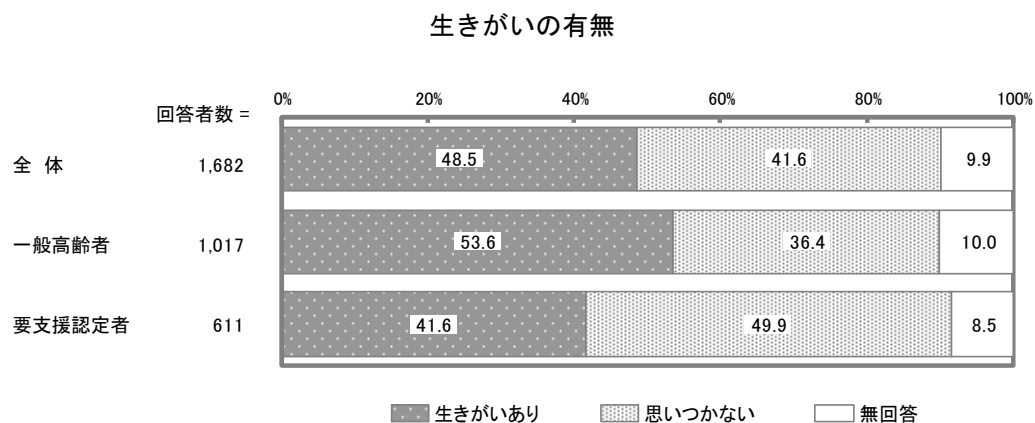
⑤ 趣味・生きがいについて

趣味の有無について、一般高齢者では、「趣味あり」の割合が72.3%、「思いつかない」の割合が21.7%となっています。要支援認定者では、「趣味あり」の割合が58.1%、「思いつかない」の割合が34.2%となっています。



資料：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

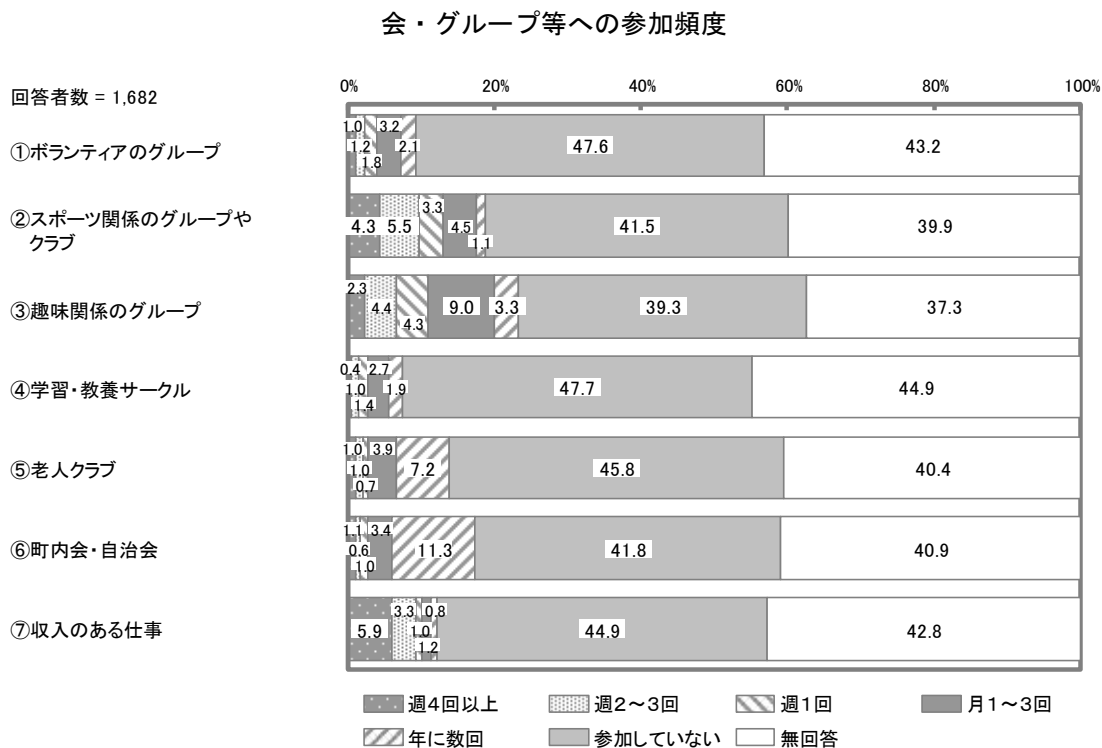
生きがいの有無について、一般高齢者では、「生きがいあり」の割合が53.6%、「思いつかない」の割合が36.4%となっています。要支援認定者では、「生きがいあり」の割合が41.6%、「思いつかない」の割合が49.9%となっています。



資料：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

⑥ 会・グループ等への参加頻度

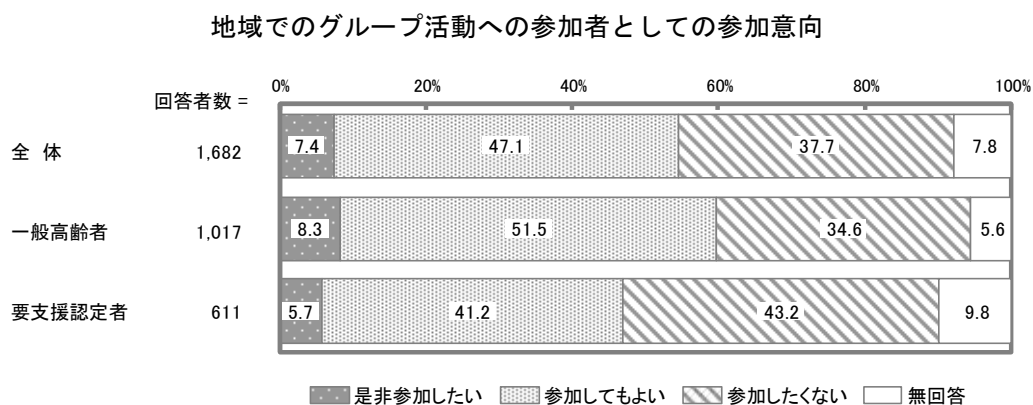
すべての会・グループ等において、「参加していない」の割合が最も高くなっています。



資料：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

⑦ 地域でのグループ活動への参加意向

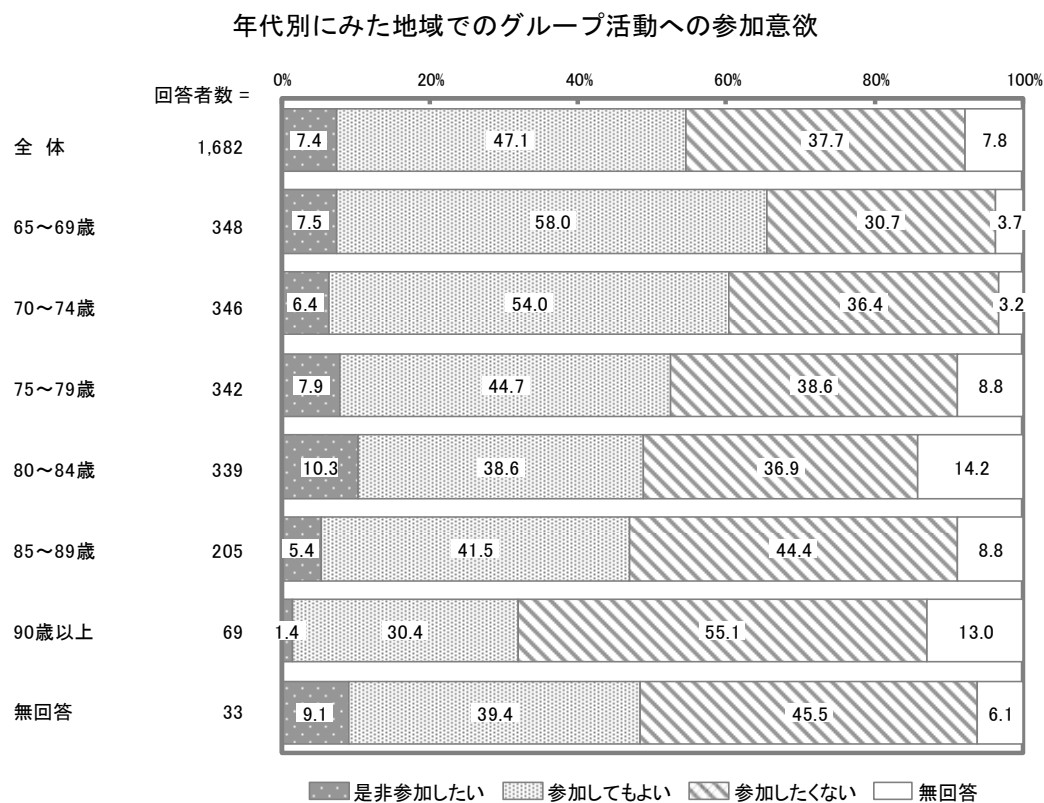
地域でのグループ活動への参加者としての参加意向について、一般高齢者では、「参加してもよい」の割合が51.5%と最も高く、次いで「参加したくない」の割合が34.6%となっています。要支援認定者では、「参加したくない」の割合が43.2%と最も高く、次いで「参加してもよい」の割合が41.2%となっています。



資料：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

⑧ 年代別にみた地域でのグループ活動への参加意欲

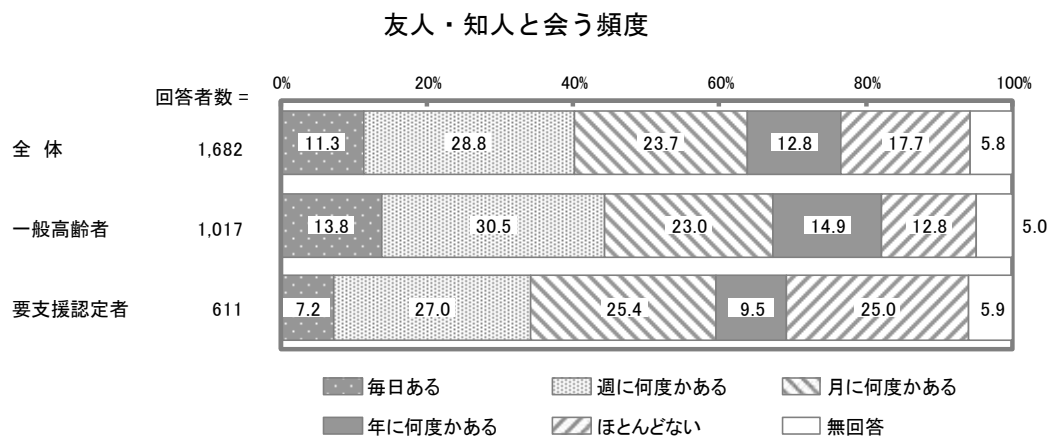
年代別にみたグループ活動に参加者としての参加意欲については、年代が上がるにつれて「参加したくない」の割合が上昇傾向にあり、90歳以上では55.1%となっています。



資料：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

⑨ 友人・知人との交流について

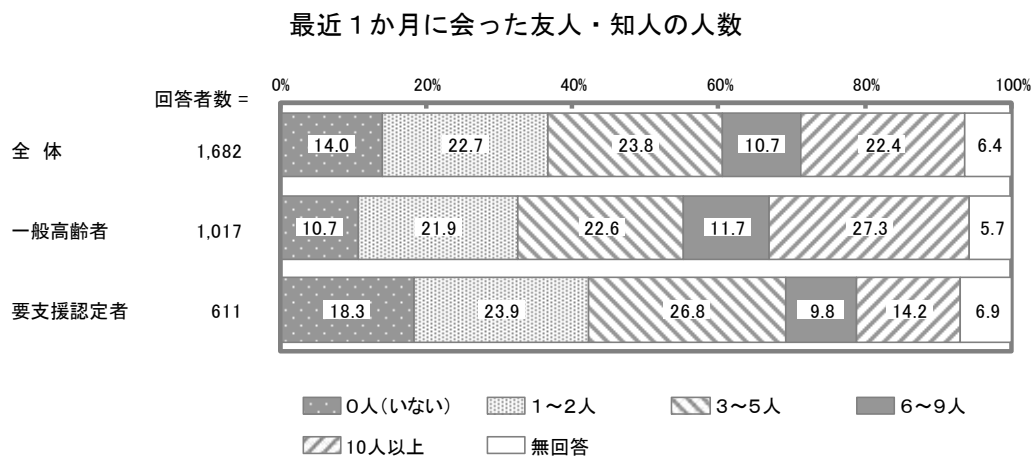
友人・知人と会う頻度は、一般高齢者では、「週に何度かある」の割合が 30.5%と最も高く、次いで「月に何度かある」の割合が 23.0%、「年に何度かある」の割合が 14.9%となっています。要支援認定者では、「週に何度かある」の割合が 27.0%と最も高く、次いで「月に何度かある」の割合が 25.4%、「ほとんどない」の割合が 25.0%となっています。



資料：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

最近1か月に会った友人・知人の人数は、一般高齢者では、「10人以上」の割合が 27.3%と最も高く、次いで「3～5人」の割合が 22.6%、「1～2人」の割合が 21.9%となっています。

要支援認定者では、「3～5人」の割合が 26.8%と最も高く、次いで「1～2人」の割合が 23.9%、「0人（いない）」の割合が 18.3%となっています。

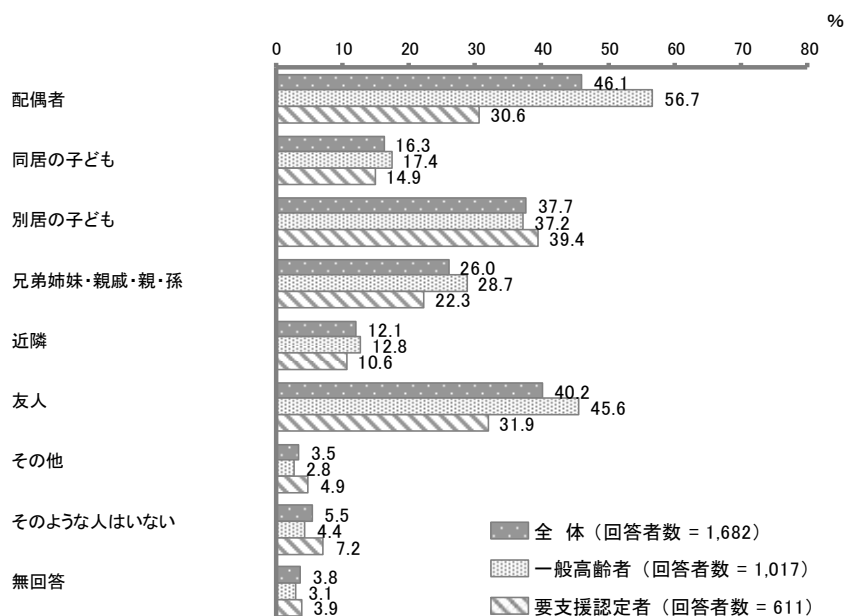


資料：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

⑩ 心配事や愚痴を聞いてくれる・聞いてあげる人

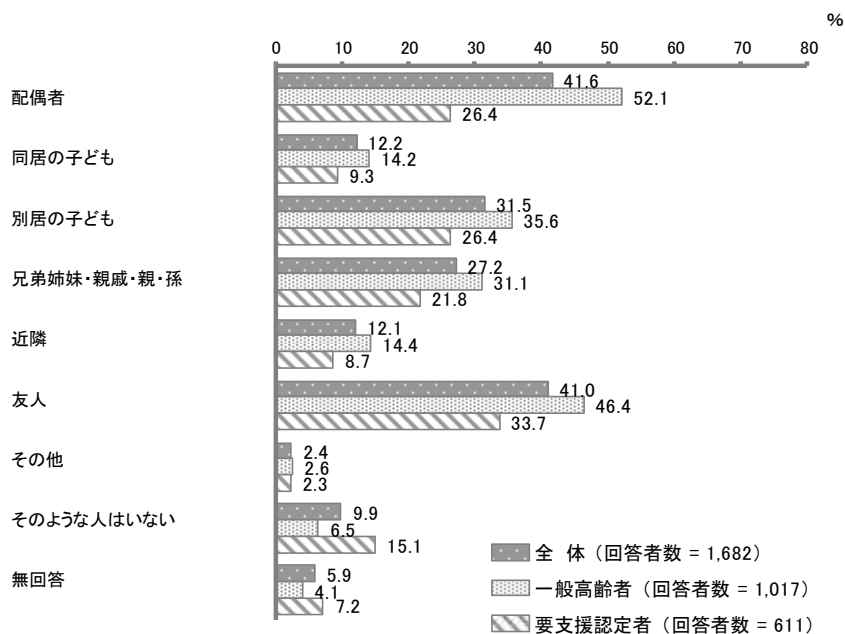
心配事や愚痴を聞いてくれる人・聞いてあげる人をみると、一般高齢者・要支援認定者とも、「配偶者」「友人」「別居の子ども」の割合が高くなっています。

心配事や愚痴を聞いてくれる人



資料：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

心配事や愚痴を聞いてあげる人



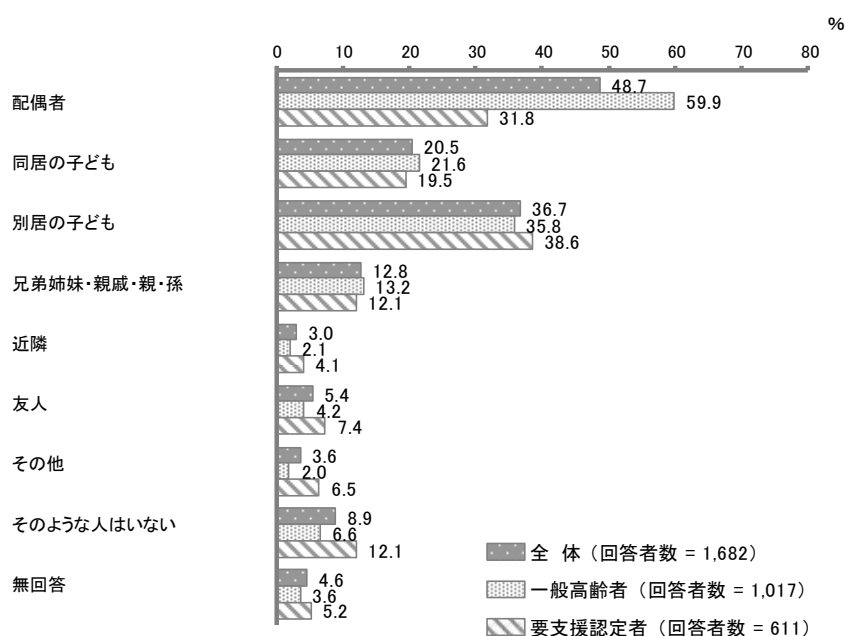
資料：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

⑪ 病気で寝込んだときに看病してくれる人

病気で寝込んだときに看病してくれる人は、一般高齢者では、「配偶者」の割合が59.9%と最も高く、次いで「別居の子ども」の割合が35.8%、「同居の子ども」の割合が21.6%となっています。要支援認定者では、「別居の子ども」の割合が38.6%と最も高く、次いで「配偶者」の割合が31.8%、「同居の子ども」の割合が19.5%となっています。

また、「そのような人はいない」の割合が一般高齢者で6.6%、要支援認定者で12.1%となっています。

病気で数日間寝込んだときに看病・世話をしてくれる人



資料：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

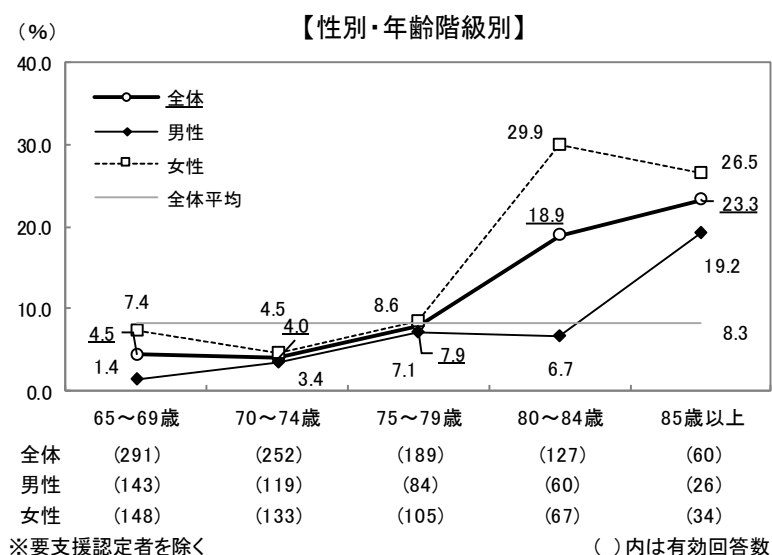
⑫ 運動器のリスク該当者割合

運動器の評価結果をみると、全体平均で 8.3%が運動器のリスク該当者となっています。

全体では、年齢が高くなるにつれリスク該当者の割合が高くなる傾向がみられます。

性別・年齢階級別にみると、すべての年代で、男性に比べ女性でリスク該当者の割合が高くなっています。また、男性では 85 歳以上でリスク該当者の割合が全体平均を超えるのに対し、女性では 75～79 歳で全体平均を超えており、女性の方が機能低下の始まりが早いことがうかがえます。

運動器のリスク該当者割合



資料：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

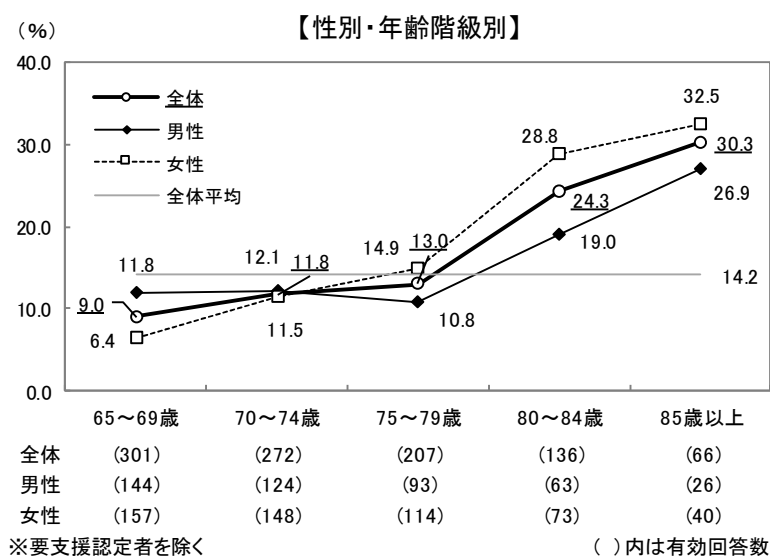
⑬ 閉じこもりのリスク該当者割合

閉じこもりの評価結果をみると、全体平均で 14.2%がリスク該当者となっています。

全体では、年齢が高くなるにつれリスク該当者の割合が増加し、80 歳以降で全体平均を超えています。

性別・年齢階級別にみると、75 歳以上では男性よりも女性でリスク該当者の割合が高くなっています。また、男性では 80～84 歳でリスク該当者の割合が全体を超えているのに対し、女性では 75～79 歳でリスク該当者の割合が全体を超えており、男性よりも女性のほうが早くリスクが高まることうかがえます。

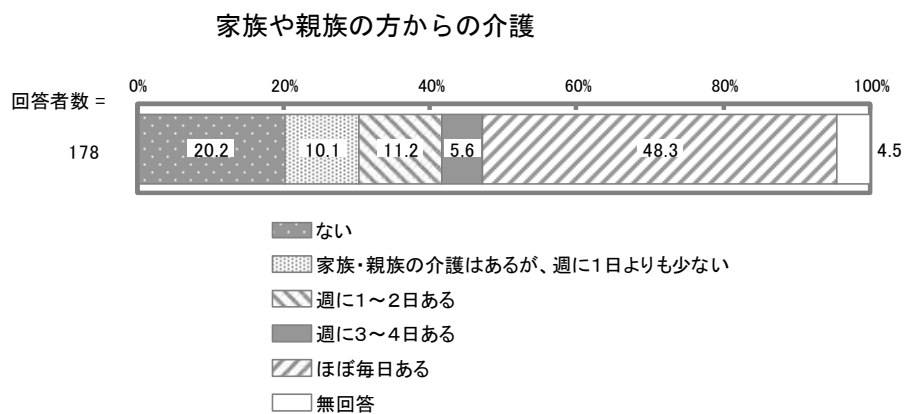
閉じこもりのリスク該当者割合



資料：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

⑭ 家族やご親族の方からの介護

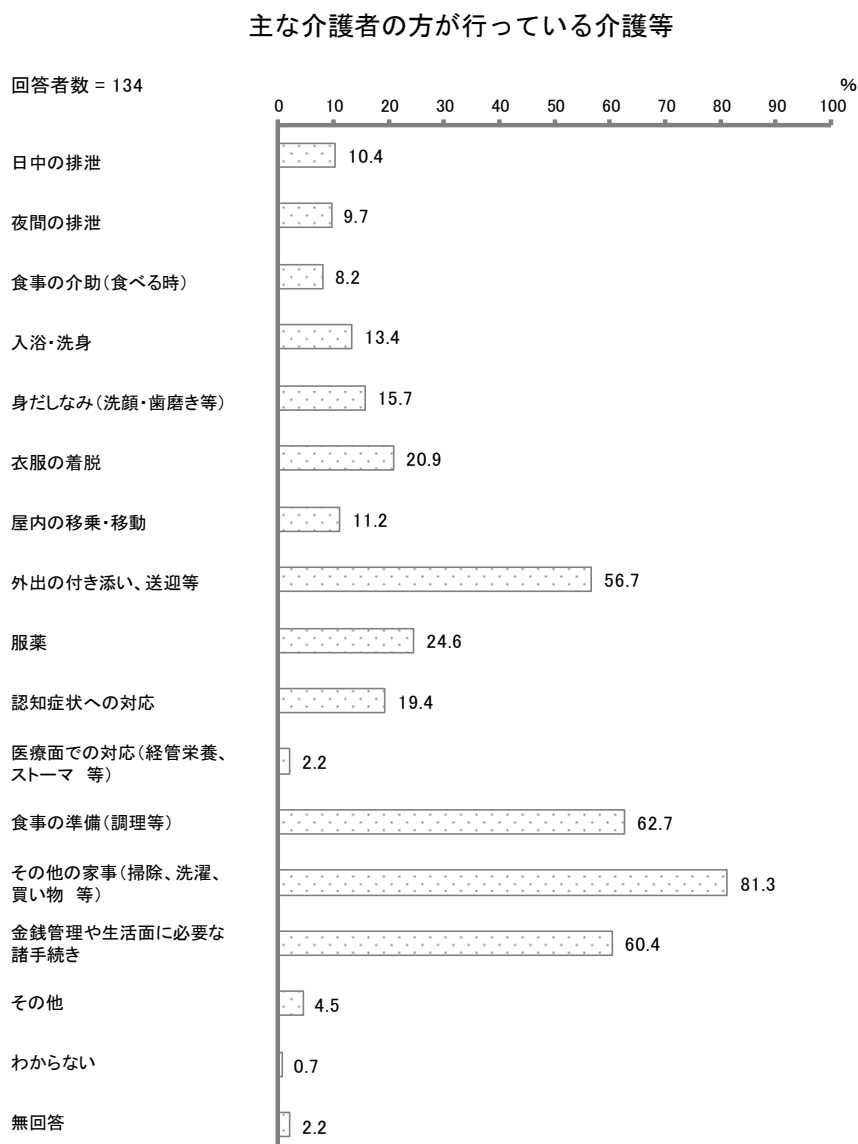
「ほぼ毎日ある」の割合が48.3%と最も高く、次いで「ない」の割合が20.2%、「週に1～2日ある」の割合が11.2%となっています。



資料：在宅介護実態調査

⑮ 主な介護者の方が行っている介護等

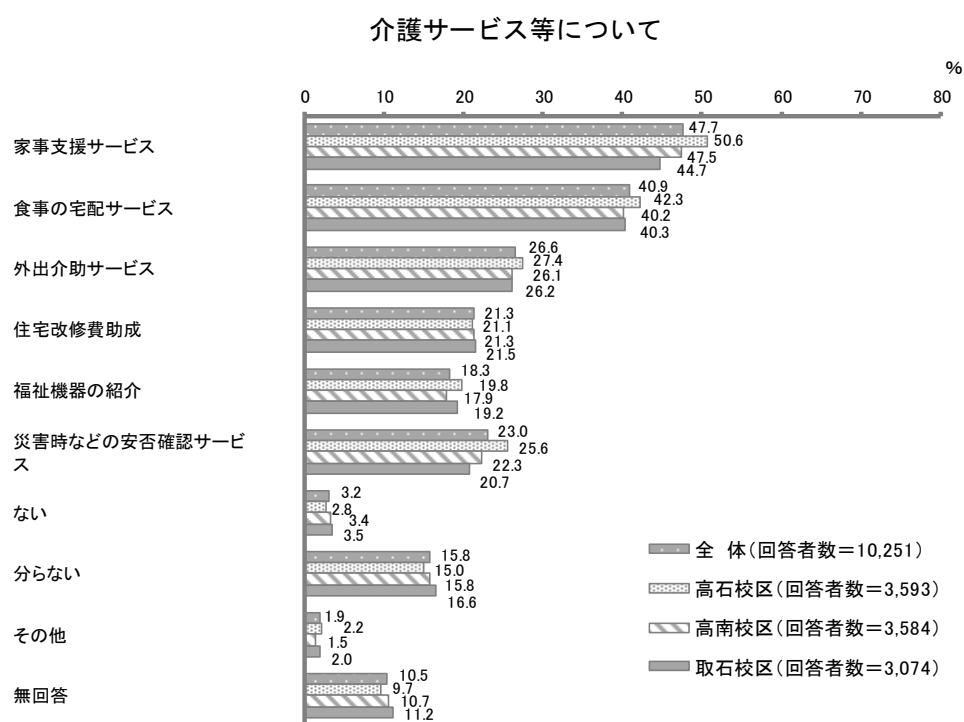
「その他の家事（掃除、洗濯、買い物 等）」の割合が81.3%と最も高く、次いで「食事の準備（調理等）」の割合が62.7%、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」の割合が60.4%となっています。



資料：在宅介護実態調査

⑯ 介護サービス等について

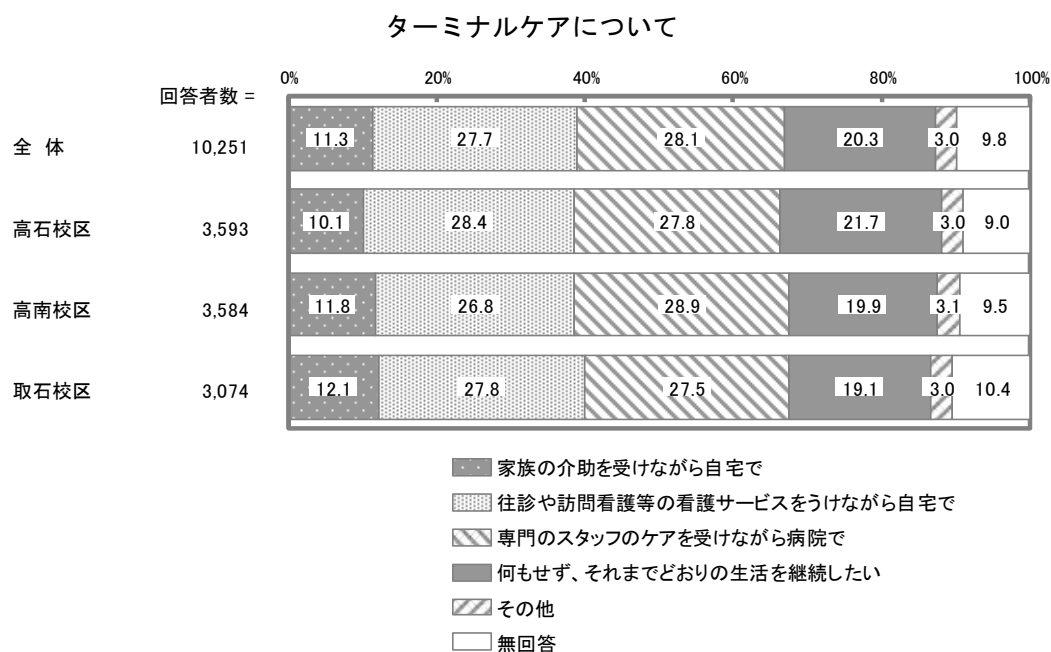
介護サービス等については、高石校区では、「家事支援サービス」の割合が50.6%と最も高く、次いで「食事の宅配サービス」の割合が42.3%、「外出介助サービス」の割合が27.4%となっています。高南校区では、「家事支援サービス」の割合が47.5%と最も高く、次いで「食事の宅配サービス」の割合が40.2%、「外出介助サービス」の割合が26.1%となっています。取石校区では、「家事支援サービス」の割合が44.7%と最も高く、次いで「食事の宅配サービス」の割合が40.3%。「外出介助サービス」の割合が26.2%となっています。



資料：地域包括ケア・防災に関する調査報告書

⑰ ターミナルケアについて

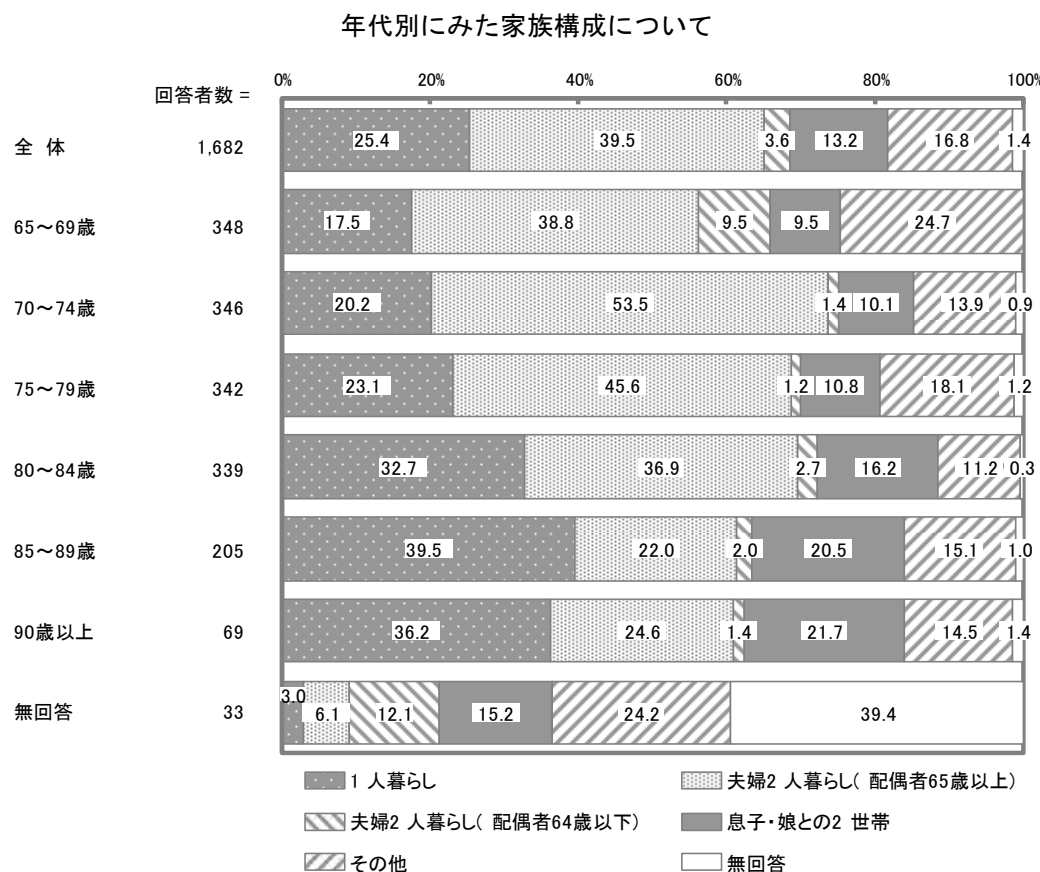
ターミナルケアについては、高石校区では、「往診や訪問看護等の看護サービスを受けながら自宅で」の割合が28.4%と最も高く、次いで「専門のスタッフのケアを受けながら病院で」の割合が27.8%、「何もせず、それまでどおりの生活を継続したい」の割合が21.7%となっています。高南校区では、「専門のスタッフのケアを受けながら病院で」の割合が28.9%と最も高く、次いで「往診や訪問看護等の看護サービスを受けながら自宅で」の割合が26.8%、「何もせず、それまでどおりの生活を継続したい」の割合が19.9%となっています。取石校区では、「専門のスタッフのケアを受けながら病院で」の割合が27.8%と最も高く、次いで「往診や訪問看護等の看護サービスを受けながら自宅で」の割合が27.5%、「何もせず、それまでどおりの生活を継続したい」の割合が19.1%となっています。



資料：地域包括ケア・防災に関する調査報告書

⑱ 年代別にみた家族構成について

年代別にみた家族構成については、年代が上がるにつれて「一人暮らし」、「息子・娘との2世帯」の割合が上昇傾向にあり、90歳以上では36.2%、21.7%となっています。

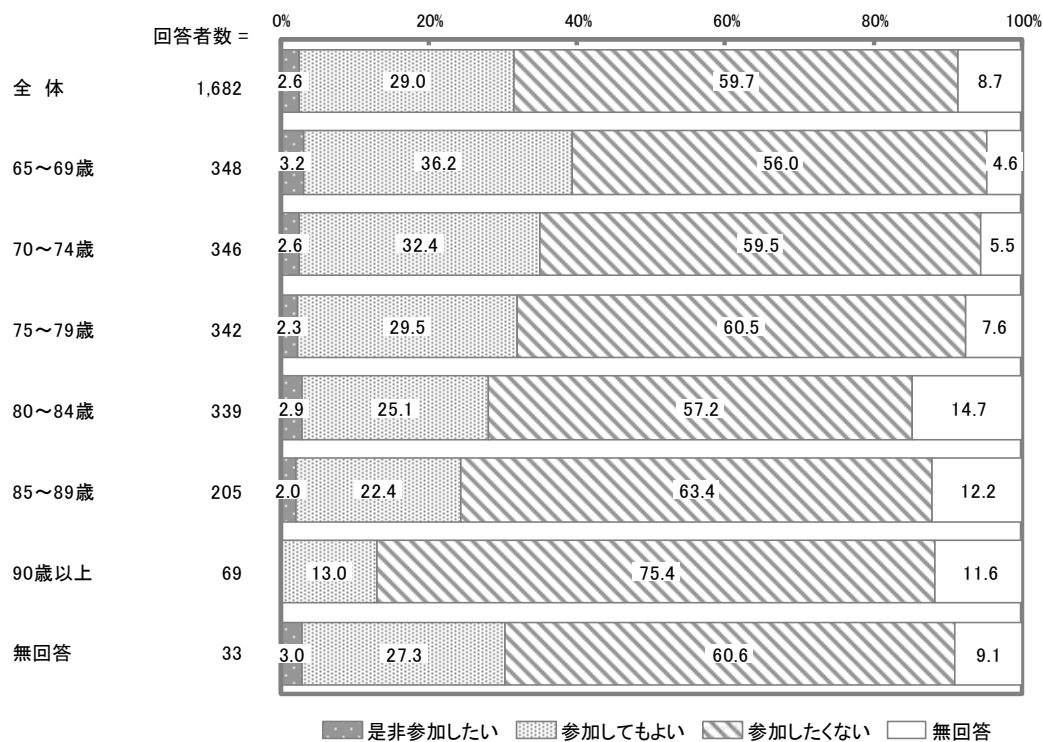


資料：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

⑭ 年代別にみたグループ活動に企画・運営としての参加意欲について

年代別にみたグループ活動に企画・運営としての参加意欲については、「ぜひ参加したい」と「参加してもよい」を合わせた「参加意欲あり」の割合が年代が上がるにつれて減少傾向にあり、90歳以上では13.0%となっています。

年代別にみたグループ活動に企画・運営としての参加意欲について



資料：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

8 本計画で重点的に取り組む事項

(1) 高齢者が心豊かに暮らすための仕組みづくりの推進

〔課題の背景〕

- 高齢者夫婦世帯、高齢者ひとり世帯が増加し、高齢者の孤立リスクが上昇している。
- 終末期を在宅で迎えたいと考える高齢者が多い傾向にある。
- 顔と顔が見える、息づかいが聞こえるコンパクトなまちとしての特性がある。
- 「住んでいる地域に愛着を感じている」「高齢者や子どもなど、誰もが住みやすいまちである」との地域・周辺環境の評価がある。

〔重点課題〕

高齢化の進展によって、認知症高齢者や高齢者のひとり暮らし・夫婦のみ世帯の増加が予測されるなか、従来の保健・医療・福祉サービスの充実や介護サービス事業所の整備、関係機関の連携に加え、高齢者を地域で支えるという仕組み（地域包括ケアシステム）づくりが重要となっています。



高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立して暮らしていける地域包括ケアシステムを推進する必要性が高まっており、本市の実情に応じた施策を行う必要があります。

(2) 健幸のための仕組みづくりへのさらなる推進

〔課題の背景〕

- 介護保険制度改正による総合事業への移行により、市町村独自の介護予防事業への取り組みがますます必要となっている。
- 要支援認定者・要介護認定者の増加によって、介護給付費が増加傾向にある。

〔重点課題〕

高齢になっても地域で自立した生活を送るために、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな介護予防サービスを提供するとともに、適切かつ効果的な介護予防事業の実施や自立した生活を確保するための支援が必要になります。



市民一人ひとりが健康で、かつ生きがいを持ち、心豊かに暮らすことができる健幸づくりの取り組みを進めるとともに、さらなる自立支援、介護予防、重度化防止の推進が必要です。

(3) 高齢者一人ひとりの健幸づくりの意識・意欲の向上

〔課題の背景〕

- 生活習慣病の予防となるがん検診等の受診率の向上の取り組みが必要です。
- 検診を受診しないことによって、自己の健康状態の把握が困難になり、壮年期死亡につながる恐れがある。

〔重点課題〕

がんや循環器疾患などの生活習慣病は、要介護状態へとつながる可能性があることから、現在受診率が上昇傾向にある健康診査等を通じて、健康づくりの意識・意欲の向上を行うことが必要です。



市民一人ひとりが健康に過ごしていくためにも自らの健康状態を把握し、健幸づくりに取り組む意識向上が重要です。

(4) 高齢者一人ひとりの生きがいづくり

〔課題の背景〕

- 高齢者の人口の増加により介護・介助を必要とする人の増加が見込まれる。
- 生産年齢人口の減少により高齢者の担い手が減少している。
- 趣味が思いつかない人、生きがいが思いつかない人がいる。

〔重点課題〕

地域でのグループ活動等へ参加するなど、高齢者が生きがいをもって地域社会で活躍・貢献ができるように、高齢者をサービスの受け手として捉えるのではなく、高齢者自身を地域社会を支える一員として捉え地域活動の担い手として、高齢者の力を活かしていく必要があります。



今後の高齢化社会に向けて、高齢者が生きがいを持って社会活動に参加できる環境が必要です。

(5) 高齢者一人ひとりに対する在宅介護支援の充実

〔課題の背景〕

- 介護が必要になった場合、家族介護による介護離職者の増加や高齢者虐待問題の深刻化が懸念される。
- 介護人材が不足し、介護事業所の運営に支障をきたすおそれがある。
- 認知症高齢者が増加し、認知症への正しい理解の推進が求められている。

〔重点課題〕

介護離職や高齢者虐待が社会的問題となる中、在宅介護を支援するためにも地域の相互の支え合いを支援するとともに家族介護教室、家族介護者交流事業等の介護者の不安を解消する取り組みを通して、在宅介護に対する支援の充実をはかる必要があります。



在宅での介護をする人への支援を充実し、介護離職等を防ぐことが必要です。

第 3 章

計画の基本理念と基本目標

1 計画の基本理念

介護保険制度は平成 17 年に抜本的な見直しが行われ、この平成 17 年当初は団塊の世代が高齢期を迎える平成 27 年（2015 年）に対応するため、新たに介護予防の導入、地域包括支援センターの創設、地域密着型サービスが創設されるなど、介護保険制度が大きな転機が訪れました。

また、団塊の世代が後期高齢期を迎える平成 37 年（2025 年）を視野に入れ、国が示す“介護”、“予防”、“医療”、“生活支援”、“住まい”のサービスを一体化して提供していく「地域包括ケアシステム」をさらに深化・推進し、本市の特性に応じた施策・事業を展開していかなければなりません。

「第 4 次高石市総合計画」では、「市民力」によるまちづくりを進めるという観点に基づき、「市民主体のやさしさと活力あふれる“健幸”のまち」を基本理念に、市民力主体のまちづくりをめざしています。

今後、さらに高齢化が進むことが予測され、介護を必要とする高齢者、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦のみの世帯なども増加することからも、総合計画にある「市民力」によるまちづくりを市全体で取り組むことが、より一層大事です。

そのため、本計画では以下の基本理念のもと、地域包括ケアシステムの深化・推進をめざします。

高齢者の笑顔があふれる健幸のまち “たかいし”

2 計画の基本目標

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

今後ますます高齢化が進む中、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者、医療を必要とする高齢者等がさらに増えていくことが考えられます。

高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で安心して生活を送るには、“介護”、“予防”、“医療”、“生活支援”、“住まい”のサービスを一体化して提供していく「地域包括ケアシステム」の深化・推進が不可欠です。

そのため、高齢者の生活を支える各サービスの確保に努めるとともに、保健・医療・福祉・介護など、各関係機関が連携のもと、それぞれのサービスが一体的に提供できる体制づくりに努めるとともに、市民主体による支え合いのまちづくりに取り組んでいきます。

【施策・事業の方向】

- | | |
|----------------------|---------------|
| 1 医療と介護の連携体制の充実 | 2 生活支援サービスの充実 |
| 3 地域における支え合い、助け合いの推進 | |
| 4 相談支援体制・情報提供の充実 | 5 介護保険サービスの充実 |

(2) 健幸のまちづくりの推進

高齢者一人ひとりが“生涯現役”で、明るく活力ある生活を送ることができるよう、介護が必要とならないよう健康づくりや介護予防、さらには生きがいづくりを支援していきます。

また、高齢者のみならず、すべての市民が生涯を通じて主体的に健康づくりに取り組めるよう温もりのある町並みの景観、自然環境を安全・安心に歩いて生活することにより健康増進や介護予防につながる“健幸”に暮らせるまちづくり（ウェルネスシティ）をめざします。

また、高齢化の進行に伴い、医療を必要とする高齢者が増えることが考えられることから、医療と介護の連携体制の強化を図ります。

【施策・事業の方向】

- 1 「第3次健康たかいし21」に基づく健幸づくり
- 2 介護予防の推進
- 3 高齢者の生きがいづくり
- 4 健幸のまちづくりの取り組み

(3) 高齢者の尊厳の確保

加齢に伴い、認知症を有する高齢者が増える状況にあり、国の推計によると認知症予備軍である高齢者の大幅な増加が見込まれます。

認知症高齢者対策は国の重点的事項として挙げられており、新オレンジプランで進める～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～の方向性に合わせ、認知症を有しても安心して暮らすことができるよう、地域全体で認知症高齢者等を支える体制づくりに努めます。

また、高齢者虐待は心身に深い傷を負わせ、高齢者の基本的人権を侵害する、あってはならないものです。今後も、地域包括支援センター等関係機関と連携を図り、虐待の防止、迅速かつ適切な保護に努めるとともに、高齢者虐待防止に対する市民の理解の向上に取り組みます。

【施策・事業の方向】

- | | |
|---------------|------------------|
| 1 認知症高齢者対策の推進 | 2 高齢者の尊厳の確保と権利擁護 |
| 3 家族介護者への支援 | |

(4) 福祉のまちづくりの推進

高齢者が住み慣れた自宅・地域で生活を送れるよう、安心して暮らせる住まい環境づくりに取り組むとともに、バリアフリー・ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、誰もが外出しやすい、暮らしやすいまちづくりに努めます。

また、近年、台風や地震といった大規模な災害が多発していることから、災害時の避難・支援体制を強化するとともに、高齢者を対象とした犯罪の防止に努めます。

【施策・事業の方向】

- | | |
|---------------|-----------------|
| 1 多様な住まいの確保 | 2 ユニバーサルデザインの推進 |
| 3 安全・安心対策等の推進 | |

(5) 介護保険事業の適正な推進

高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らすためには、各々の要介護等の状態に応じた必要なサービスを受けられるよう支援していく必要があります。

本市でのサービス事業については、外部評価の実施等を行うことで、介護サービスの質の向上が図られ、利用者や家族が介護サービスを安心して利用できることにもつながります。介護保険制度を適正に運営していくために、介護保険事業を円滑に推進するとともに、個々の利用者に応じたより質の高い介護サービスを提供していく必要があります。

【施策・事業の方向】

- | | |
|---------------|-----------------|
| 1 介護従事者の資質の向上 | 2 適正なサービス提供への支援 |
| 3 サービスの質の向上 | |

3 施策体系

【基本理念】

高齢者の笑顔があふれる健幸のまち“たかいし”

【基本目標】

基本目標 1

地域包括ケアシステムの
深化・推進

- 1 医療と介護の連携体制の充実
- 2 生活支援サービスの充実
- 3 地域における支え合い、助け合いの
推進
- 4 相談支援体制・情報提供の充実
- 5 介護保険サービスの充実

基本目標 2

健幸のまちづくりの推
進

- 1 「第3次健康たかいし21」に基づく
健幸づくり
- 2 介護予防の推進
- 3 高齢者の生きがいづくり
- 4 健幸のまちづくりの取り組み

基本目標 3

高齢者の尊厳の確保

- 1 認知症高齢者対策の推進
- 2 高齢者の尊厳の確保と権利擁護
- 3 家族介護者への支援

基本目標 4

福祉のまちづくりの推
進

- 1 多様な住まいの確保
- 2 ユニバーサルデザインの推進
- 3 安全・安心対策等の推進

基本目標 5

介護保険事業の適正な
推進

- 1 介護従事者の資質の向上
- 2 適正なサービス提供への支援
- 3 サービスの質の向上

【施策・事業の方向】

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

(1) 医療と介護の連携体制の充実

高齢者の在宅生活を支えるためには、医療と介護の連携を強化していく必要があります。また、入院による急性期の治療からリハビリテーションを含めた、退院後の在宅療養に円滑に移行し、切れ目なく適切な医療・介護（介護予防）サービスを提供するためには、地域での医療・介護の連携強化が重要です。

在宅医療と介護の連携において、在宅医療・介護連携推進事業に取り組むとともに、医療機関とケアマネージャー、サービス提供事業所などが密に連携を図れる体制づくりとして、多職種による支援に取り組んでいきます。

地域包括支援センターの調整のもと、かかりつけ医、介護支援専門員、介護サービス事業者等の多職種連携による支援に取り組んでいきます。

〔具体的な事業〕

事業	内容	関係課等
在宅医療・介護連携の推進	「在宅医療・介護連携推進事業」の実施にあたっては、医師会や、歯科医師会、薬剤師会、介護支援専門員、介護サービス事業者など、多職種連携による支援を継続して推進します。	地域包括ケア推進課 地域包括支援センター
医療と介護との連携強化（在宅医療の充実）	多職種連携会議を継続し、連携の強化に努めるとともに、在宅往診医の確保、訪問看護ステーションの人材整備など医療依存度の高い高齢者を支える仕組みの強化を働きかけます。また、効果的な介護予防・生活支援サービスや地域の見守りシステム調整、入退院時の関係機関間の調整を行う担当地域ケア会議を継続して開催し、在宅医療と介護の連携強化に努めてまいります。	
医療との連携によるきめ細かなサービスの提供	難病患者やがん末期の要介護者、病院退院者が在宅で適切なサービスを受けながら、安心して暮らすことができるよう速やかなサービスの提供体制の構築に努めます。また、医師会や歯科医師会、薬剤師会等と連携し、地域の医療情報の収集に努めるとともに、地域包括支援センターや在宅介護支援センター、医療機関などと連携した相談・支援体制の強化に努めます。	

事業	内容	関係課等
切れ目ないサービス提供体制の充実	高齢者が住み慣れた地域で生活続けることができるよう保健・医療・福祉が連携し、医療やリハビリテーション、介護、介護予防など、各サービスを切れ目なく効果的に提供する必要があります。 地域包括支援センターを中心にサービス提供事業者や医療機関、保健所等関係機関との連携強化を図り、高齢者が生活に必要な支援・サービスを一体的に受けられるよう取り組みます。	地域包括ケア推進課 地域包括支援センター

(2) 生活支援サービスの充実

高齢者の在宅生活を支える高齢者福祉サービス等、生活支援サービスを今後も継続して提供し、高齢者ご本人をはじめ、介護者の負担軽減に取り組んでいきます。

また、高齢者の見守り、配食などのサービスは介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い、住民やボランティア、NPO など多様な主体によるサービス提供が可能となったため、新たな実施主体の確保に努めるとともに、これまで社会福祉協議会を中心に行ってきた小地域ネットワーク活動や校区福祉委員会活動など、既存の見守り・安否確認体制の充実に努めます。

〔具体的な事業〕

事業	内容	関係課等
地域交流活動の推進	社会福祉協議会や校区福祉委員会などと連携し、安否確認やいきいきサロン、世代間交流などの地域福祉活動の充実・活性化を支援・育成します。また、必要に応じて、専門家の派遣や指導、各種情報の提供・相談・指導などを図っていきます。	社会福祉課 社会福祉協議会 高齢・障がい福祉課
小地域福祉活動の推進	何らかの援助を必要とする人たちが、住み慣れた地域社会で自立した生活を送ることができるよう、介護保険や保健福祉サービスなどの公的なサービスの利用を促すとともに、見守りや助け合いなどの身近な地域における課題に即した福祉活動の展開を、校区福祉委員会や地域の活動団体との連携のもとに支援・促進していきます。	社会福祉課 社会福祉協議会
生活困窮状態にある高齢者の支援	生活困窮状態にある高齢者の支援生活困窮状態にある高齢者を発見した場合は、生活支援コーディネーターや地域包括支援センター、社会福祉協議会と定期的な情報共有及び連携を強化し、適切な支援につないでいきます。 ○介護保険料の減免（本市独自の減免制度） 65歳以上の人で、世帯全員が市民税非課税であり、かつ世帯の年間収入や所有資産が一定の基準以下、他の世帯の扶養親族となっていないなどの要件を満たす人を対象に、引き続き保険料額の減額を行います。 ○社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の活用促進 社会福祉法人が、低所得で特に生計が困難である人の介護保険サービスの利用者負担を軽減した場合に助成する社会福祉法人等利用者負担額軽減制度の周知と利用促進を図ります。 ○障害者ホームヘルプサービス利用者措置支援事業の周知 身体障害者手帳所持者で軽減措置の対象者については制度の情報を提供し、利用料の軽減を図ります。	社会福祉課 社会福祉協議会 健幸づくり課 高齢・障がい福祉課 地域包括ケア推進課 地域包括支援センター

事業	内容	関係課等
生活支援サービスの充実	虚弱なひとり暮らし高齢者等が住み慣れた地域や家庭で自立した生活が送れるよう、また、緊急時等にも安心して生活できるよう、日常生活用具給付、福祉電話の設置、緊急通報装置設置など、高齢者福祉サービスの充実を図ります。 また、社会福祉協議会や校区福祉委員会などと連携し、配食サービスや移送サービス、見守り・安否確認などを継続して実施し、ひとり暮らし高齢者訪問をより積極的に展開し、地域のコミュニティカフェにつなぐなど孤立死の防止に努めます。	社会福祉協議会 地域包括ケア推進課
総合調整機能の充実	住み慣れた地域において高齢者が安心して自立した生活を送ることができるよう、介護保険や保健福祉サービスなどの公的なサービスにとどまらず、地域福祉活動やボランティア活動などを一体的に提供できるよう、社会福祉協議会との連携を強化し、地域包括支援センターの権限や総合調整機能の充実を図っていきます。 高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を活用し、協議体とともに、定期的な情報共有及び連携強化などのネットワーク化をさらに充実していきます。	社会福祉協議会 地域包括ケア推進課 地域包括支援センター

(3) 地域における支え合い、助け合いの推進

高齢者の孤立化や閉じこもりの防止に向けた地域のつながり・見守り体制の強化を図るため、社会福祉協議会をはじめ、地域住民、民生・児童委員、校区福祉委員、サービス提供事業者など、様々な関係機関、実施主体と連携強化を図ります。

また、民生・児童委員や校区福祉委員、ボランティア、NPO など、地域活動に関わる様々な主体の活動支援に努めます。

〔具体的な事業〕

事業	内容	関係課等
セーフティネットの充実	地域における日常的な声かけ、あいさつや見守り活動などを展開するとともに、地域と行政、関係機関や関係団体等との連携により、様々な問題に迅速かつ的確に対応できる体制づくり（セーフティネットの充実）を進めます。	社会福祉課 社会福祉協議会
地域ネットワークの充実	高齢者とその家族のニーズを把握し、専門的な立場からのサービスの提供や取り組みを展開していくため、ケアマネジャーをはじめ、居宅介護サービス事業者や医師、看護師、ホームヘルパー、民生・児童委員、ボランティア、校区福祉委員など地域の実情に対応した関係者のネットワークづくりを推進し、連携強化を図っていきます。	社会福祉課 社会福祉協議会
孤立死の防止など見守り体制の充実	ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ、兄弟のみなどの高齢者世帯が、地域の中で孤立しないよう、民生・児童委員、校区福祉委員及びボランティア団体などの地域の活動団体の見守りや声かけ、訪問など、重層的な見守り体制の充実を図ります。	地域包括ケア推進課
NPO活動等支援の充実	高齢者や退職を迎えた団塊の世代等が、地域社会の一員として長年にわたって培ってきた知識、経験、技術を生かして、主体的・積極的に地域福祉活動を展開していくことができるよう、活動場所の確保や各種助成・補助制度に関する情報の提供などに努めていきます。	社会福祉課 社会福祉協議会
ボランティア・市民活動センターへの支援	地域住民が自主的に参加し、ふれあいを共感しながら、ともに支え合う地域社会を実現していくため、ボランティア活動の拠点としてボランティア・市民活動センターへの支援を図り、ボランティアの養成やグループづくりなどを推進していきます。	
若者や親子のボランティア活動の促進	ボランティア人材の確保・充実を図るため、若者や親子がボランティア活動に参加するきっかけづくりの充実を図るとともに、校区福祉委員会等地域団体と連携し、身近な地域での活動機会の提供を図ります。	

(4) 相談支援体制・情報提供の充実

高齢者が抱える不安や悩みが多様化している中、身近な地域で適切かつ的確に相談に応じられるよう、市相談窓口をはじめ、医療と介護の連携などの相談機能の充実・強化を図るとともに、各相談窓口の周知・啓発に取り組んでいきます。

また、地域包括支援センターは地域包括ケアシステムの構築にあたり、中核的な役割を果たすことが期待されます。本市は地域包括支援センターの後方支援に努めるとともに、保健・医療・福祉など様々な関係機関との連携強化を図ります。

すべての市民が、介護保険制度などを適切かつ的確に利用できるよう、主体的に判断し選択できる各種の施策やサービスなどに関しての情報の提供に努めていきます。

〔具体的な事業〕

事業	内容	関係課等
地域包括支援センターの相談機能の充実	介護をはじめ、高齢者虐待や人権など多様な相談や複雑化する問題に対応するため、専門機関との連携を強化するとともに、社会福祉協議会の他事業部門や関係課との連携・調整を図るなど、相談体制の充実に努めます。また、地域包括支援センターの運営や相談対応等の充実・強化を図るため、大阪府などと連携を図りながら、後方支援に努めます。さらに、相談内容の多様化や複雑化に対応できるよう職員の質の向上と居宅介護支援事業所等との連携による支援の充実に努めます。 また、身近な地域での相談機能を充実するため、高齢者やその家族などが身近な地域で介護サービスなどについての情報を得たり、相談に対応するため、地域住民とのかかわりの深い民生・児童委員や校区福祉委員などの研修の充実を図るとともに地域包括支援センターとコミュニティソーシャルワーカーとの連携による相談支援の充実を図ります。	地域包括ケア推進課 地域包括支援センター
地域包括支援センターの周知・啓発	高齢者の相談窓口の中心となる地域包括支援センターが市民にとってより身近なものとなるよう、市の「広報たかいし」や社会福祉協議会の「たかいし福祉」、ホームページなど、様々な媒体や機会を活用し、地域包括支援センターの周知・啓発をより一層進めていきます。	
在宅介護支援センターでの相談対応	高齢者や家族からの日常生活や介護の相談窓口として、広く市民に周知し、また緊急通報装置設置者の24時間対応を継続していきます。また、相談窓口としての機能を生かし、医療と介護の連携拠点として、機能をさらに強化していきます。	地域包括ケア推進課
医療と介護の連携拠点での相談対応	高齢者や家族からの日常生活や介護の相談窓口及び医療と介護の連携拠点として、在宅介護支援センター及び医療介護連携室を広く市民に周知し、相談窓口としての機能を生かします。	

事業	内容	関係課等
介護相談員派遣事業の活用	サービス利用者の悩みや相談、要望などを聴取し、心のケアや居住環境の改善などが図れるよう、利用者や家族と事業者との橋渡しを行う介護相談員派遣事業を継続して実施します。これまでは施設サービスや地域密着型サービス利用者に対する相談が中心であったが、今後は広く在宅サービスの利用者に対しても派遣が可能となるよう検討していきます。	地域包括ケア推進課
苦情処理体制の充実	介護保険サービスをはじめとした様々な苦情については、市民にとって身近な窓口である市で対応していくとともに、市において対応が困難なケースにおいては大阪府や大阪府国民健康保険団体連合会と連携を図りながら、早期に解決するよう、取り組んでいきます。 また、利用者からの相談・苦情があった場合は、必要に応じ事業者からの報告を求めるとともに指導や助言を行うことにより、苦情の解決と適切なサービス及びサービスの質の向上につながるよう努めます。	健幸づくり課 広域事業者指導課
地域に密着した広報啓発活動の充実	ひとり暮らし高齢者や要支援・要介護高齢者など自ら情報を入手することが困難な人に対して、保健師やコミュニティソーシャルワーカーをはじめ、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、民生・児童委員や校区福祉委員、さらには介護相談員の協力を得ながら、情報の提供に努めていきます。	社会福祉協議会 地域包括ケア推進課 地域包括支援センター
情報弱者に対する情報提供の強化	在住外国人や障がいのある人など、サービスを利用したいときに、どこへ相談するのか、どんなサービスがあるのかなどをわかりやすく提供していきます。また、視覚障がい者に対する声の広報や、聴覚障がい者に対するFAXによる情報提供なども継続します。	地域包括ケア推進課 地域包括支援センター
広報たかいし、市ホームページを活用した周知・啓発	広報たかいしや市ホームページなど、多様な広報媒体を活用し、サービス等に関する情報提供に努めます。また、ホームページについては「高石市アクセシビリティガイドライン」に沿って、誰もが利用しやすいホームページづくりに継続して取り組んでいきます。	秘書課

(5) 介護保険サービスの充実

制度改正により、必要なサービスが必要な人に行き届かないという状況にならないよう、介護予防ケアマネジメントの充実に努めます。また、多様なサービス提供実施者の確保に努めるとともに、適切なサービス提供がなされるよう、大阪府と連携を図りながら指導に努めます。

〔具体的な事業〕

事業	内容	関係課等
居宅サービスの充実と提供	在宅での生活を希望する利用者に対して、訪問系サービスや通所系サービス、短期入所、福祉用具貸与・購入など、居宅サービスの充実と提供に努めます。	地域包括ケア推進課
地域密着型サービスの充実と提供	小規模通所介護や認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護など、地域密着型サービスの確保に努めます。また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）の確保については、高齢者等のニーズや近隣市町のサービス提供体制を踏まえながら、検討していきます。	
施設サービスの充実と提供	要介護者に対して、介護老人福祉施設、介護老人保健施設の入所施設において引き続き適切なサービスを提供していきます。また、高齢者虐待防止法の周知を図り、施設において高齢者の尊厳や人権を保持するため、虐待や身体拘束の防止に関する職員研修や意識改革、サービスの質の向上などに関する取り組みを支援していきます。	
サービス調整機能の強化	在宅生活を送るにあたって必要な保健・医療・福祉・介護・生活支援などの各種サービスが一体的に受けられるよう、地域包括支援センター（社会福祉協議会）や生活支援コーディネーター、サービス提供事業者や医療機関等の関係機関との連携強化を図り、サービス調整を行います。	地域包括ケア推進課 地域包括支援センター

2 健幸のまちづくりの推進

(1) 「第3次健康たかいし21」に基づく健幸づくり

「第3次健康たかいし21」に基づき、高齢者のみならず、すべての市民が生涯を通じて主体的に健康づくり・介護予防に取り組める“健幸”に暮らせるまちづくり（ウェルネスシティ）をめざします。

また、各種健（検）診や健康教育の推進により、壮年期からの生活習慣病の予防の充実を図るとともに、身近な地域の中で仲間や近隣の人たちとの交流を通じた健康づくりにも取り組めるよう、社会福祉協議会や地域団体等と連携し支援します。

〔具体的な事業〕

事業	内容	関係課等
壮年期の健康づくりの推進	高齢期を健康でいきいきと過ごすことができるよう、本市の疾病状況を踏まえて、わかりやすい予防知識の周知に努めます。生活習慣病予防のための健康教育、健康相談を継続します。また、有酸素運動や筋力トレーニングと日々のウォーキングを組み合わせた「健幸づくり教室」や「毎日が“元気”健幸ウォーキング」、「出張健康づくり教室」、食と栄養の健康づくり教室「フードボランティアセミナー」など、市民の健康増進に向けた各種教室、事業等の周知・啓発に取り組み、参加促進を図ります。	健幸づくり課
特定健康診査・特定保健指導の推進	生活習慣病予防のきっかけとなる特定健康診査は、集団健診では、実施回数の増やがん検診との同時実施を行い、また集団健診及び高石市内の指定医療機関で個別健診を受ける場合には、国の定めた項目に加え市独自の項目を追加するなど、受診率の向上に取り組めます。糖尿病等生活習慣病の発症や重症化を予防するため、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査により、その該当者や予備群を把握し、運動習慣の定着や食生活の改善などの指導を継続していきます。	地域包括ケア推進課
各種がん検診等の推進	市民の検診受診機会の充実とともに、受診率の向上に向けた啓発活動を充実していきます。インターネットによる予約システムを継続実施し、これまで検診を受けたことのない対象者や比較的若い年齢に対する受診勧奨など受診率向上に向けた取り組みを開始しており、今後も継続して行きます。	地域包括ケア推進課
地域での健康づくり活動の促進	「食」を通じたボランティア活動を行っている「食生活改善推進協議会」の活動を広く啓発します。また、食生活改善推進委員や地域団体（老人クラブ、校区福祉委員会等）の活動の充実を図ります。	
第3次健康たかいし21の普及・啓発	市民自らが主体的に生活習慣病の改善に努め、ライフステージや身体機能などに応じた健康づくりを実践できるよう、『第3次健康たかいし21』の普及・啓発を図ります。	

事業	内容	関係課等
健康づくりに つながる環境 の整備	(都)南海中央線整備事業（東羽衣地区）による快適空間のある安全な歩道ネットワーク等を構築し、健康づくりにつながる環境の整備を進めます。	連立街路 河川課

(2) 介護予防の推進

介護予防・日常生活支援総合事業は平成 29 年 4 月から実施しております。総合事業に移行することにより、サービス利用者が混乱することがないように円滑な利用に向けて地域包括支援センターとともに取り組みます。

〔具体的な事業〕

事業	内容	関係課等
介護予防・生活支援サービス事業の実施	介護予防・生活支援サービス事業の実施にあたっては、地域住民やボランティア、NPO など、多様な主体によるサービス提供が可能であることから、既存のサービス提供事業者も含め、適切なサービス提供に努めます。	地域包括ケア推進課 地域包括支援センター
一般介護予防事業の実施	一般介護予防事業は、高齢者の年齢や心身の状況等で区別することなく、住民主体の通いの場の充実や老人福祉センターの機能強化を図り、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進していきます。	社会福祉協議会 地域包括ケア推進課 地域包括支援センター
広報・啓発活動の充実	生活習慣病や認知症をはじめ、健康づくりや介護予防などに関する知識や理解を深め、介護予防の必要性や重要性を再認識し自主的・主体的に日常生活の継続を図ることができるよう、広報・啓発活動をさらに充実していきます。住民主体の通いの場の必要性について周知活動を行い、住民自らが実施について手を挙げやすい体制づくりに努めます。	
介護予防事業の実施	住民が主体的に介護予防に取り組めるよう共通の運動ツールの紹介や、専門職（リハビリ専門職・保健師等）で後方支援を行ないます。また、老人福祉センターやコミュニティカフェ、身近な地域で介護予防に取り組める環境づくりに今後とも取り組みます。さらには、介護予防に自主的に取り組めるよう、これまで養成してきた健幸づくりサポーター、生活支援コーディネーターが協力できる体制づくりに努めます。	
介護予防拠点の整備・活用	高齢者などが気軽に集い、仲間とともに、介護予防や生きがいづくりなどに取り組むことができるよう、公民館、老人福祉センターやコミュニティカフェ、空き家・空き店舗などを活用して、身近な介護予防の拠点として今後も引き続き整備・活用に努めていきます。	
適切な介護予防ケアマネジメントの作成	状態の悪化を防止し、改善につながるよう、地域包括支援センターを中心に、適切なケアマネジメントの実施に努めます。	地域包括ケア推進課 地域包括支援センター
地域密着型介護予防サービスの提供	地域密着型介護予防サービスの提供については、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護などのサービスを提供し、地域のコミュニティカフェとの協働なども検討していきます。	地域包括ケア推進課

事業	内容	関係課等
介護予防事業 の評価指標づくり	介護予防事業の実施状況や介護予防効果について、毎年度点検・評価を行い、より効果的な事業を実施できるよう評価指標づくりに取り組んでいます。	地域包括ケア 推進課

(3) 高齢者の生きがいづくり

高齢者が地域社会の一員として充実した生活を送ることができるよう、趣味や教養、生涯学習、生涯スポーツ、ボランティア活動などへの参加・参画の機会や情報提供などを充実し、自主的・主体的な取り組みを支援・促進していきます。

また、今後さらに高齢化が進むことから、高齢者自身が見守りや支え合いの担い手として活動していただけるよう、仕組みづくり、活動支援に努めます。

さらには、地域での世代間交流や趣味のグループ活動、老人クラブ活動や、シルバー人材センター活動など、様々な地域活動を支援していきます。

今後、高齢者が増えるに伴い、高齢者の活躍の場を確保することの一環として、高齢者への就労に対する支援を行います。

〔具体的な事業〕

事業	内容	関係課等
ボランティア情報の提供	ボランティア活動の拠点であるボランティア・市民活動センターや地域のボランティアグループ等に関する情報を提供し、高齢者の興味や関心に応じたボランティアに取り組めるよう、支援していきます。	社会福祉課 社会福祉協議会
生涯学習活動の促進	市民が生涯のそれぞれの時期に、自主的・主体的に学習活動に取り組むことができるよう、生涯学習に関する様々な情報の提供を充実していきます。また、高齢者が元気でいきいきと生活するとともに、住みよい地域社会づくりに取り組むための学習と仲間づくりの機会に関する情報を提供していきます。	社会福祉協議会 地域包括ケア推進課 社会教育課 高齢・障がい福祉課
高齢者の就労支援	中高年齢者など就労困難者に対して、就労コーディネーターが核となり、ハローワーク等関係機関と連携を図り、きめ細やかに就労を支援していきます。	経済課
芸術・文化活動の促進	高齢者の生きがいや仲間づくりの場として、公民館やアプラたかいしなどで展開されている芸術・文化活動の活性化を促進していきます。	社会教育課 高齢・障がい福祉課
スポーツ活動・レクリエーション活動の促進	高齢者が自らの体力や年齢に応じて、広くスポーツやレクリエーション活動に親しみ、健康増進や仲間づくりなど、健康で生きがいのある充実した生活を送ることができる環境づくりに取り組みます。また、地域や老人クラブなど、様々なグループ・団体による世代間交流のイベントや行事の開催などの自主的・主体的な取り組みを促進していきます。	

事業	内容	関係課等
シルバー人材センターへの支援	高齢者の技能や経験を生かした社会参加と生きがいの充実を図るため、企業や家庭等に対するシルバー人材センターに対する普及啓発を行い、就労の機会確保を促進するなど、高石市シルバー人材センターの支援を充実していきます。	高齢・障がい福祉課
老人クラブ活動の促進	高齢者が親しい仲間とともに楽しく健全な生活を送ることができるよう、老人クラブの活動の活性化を支援し、魅力あるプログラムづくりや広報活動などを支援していきます。また、全国老人クラブ連合会において「100万人会員増強運動」がスタートすることからも、老人クラブの会員増に向けて、取り組んでいきます。	
憩の場や活動の場の確保	高齢者が気軽に集い、仲間との交流や活動などが行える場として、老人福祉センターや街かどデイハウス、社会福祉協議会等実施しているコミュニティカフェなどの活用を関係機関と連携して支援していきます。	高齢・障がい福祉課 社会福祉協議会

(4) 健幸のまちづくりの取り組み

本市では、市民一人一人が健康で、かつ、生きがいをもち、心豊かに暮らすことができる健幸のまちづくりの取り組みを先進的に行ってきています。健幸づくり事業の取り組みをさらに発展させ、地域包括ケアに係る取り組みとの連携を図るなどの充実を図り、高齢者に魅力的なまちづくりを進めるとともに、介護予防の取り組みを進めます。

〔具体的な事業〕

事業	内容	関係課等
健幸づくり教室の開催	生活習慣病予防・介護予防等を目的とした、体力年齢の若返りや健康増進に効果の出る科学的根拠に基づいた健幸づくり教室を開催します。	健幸づくり課
健幸ポイント事業の実施	参加者の健康づくりの努力や成果に対して、金銭的なインセンティブを与えることにより、健康づくり無関心層を含めた多数の市民の行動変容を促します。	
毎日が“元気”健幸ウォーキングの実施	健康づくりの習慣化と“元気”のつながりの輪を広げる活動として毎日が“元気”健幸ウォーキングを開催します。	

3 高齢者の尊厳の確保

(1) 認知症高齢者対策の推進

高齢者等 SOS ネットワークをはじめ、市民、団体、ボランティア、サービス提供者事業者など、地域全体で認知症高齢者を見守り、支えられる地域づくりに取り組むとともに、認知症に対する理解を深めていきます。また、認知症になっても安心して暮らすことができるよう、早期発見・早期治療に結びつける体制づくりを地域や医療機関等と連携しながら構築していきます。

〔具体的な事業〕

事業	内容	関係課等
認知症高齢者等への支援の充実	家庭において認知症高齢者が適切に在宅生活を送ることができるよう、地域包括支援センターにおける相談窓口などに関する周知を充実していきます。また、家族介護者の負担の軽減を図ることができるよう、社会福祉協議会などと連携し、介護者の会の育成などを促進していきます。さらに、市民が認知症に関して正しい知識や情報を取得でき、認知症、若年型認知症についての予防や早期発見・対応方法などに取り組むことができるよう、普及啓発を含め、支援していきます。また、市民や地域が主体となり、認知症高齢者やその家族などの交流の場である「認知症カフェ」を認知症サポーターの活動としても位置づけて、継続実施していきます。	社会福祉協議会 地域包括ケア推進課 地域包括支援センター
認知症高齢者対策の推進	「高齢者等 SOS ネットワーク連絡会」において、事例検討、情報共有等を行うなど、支援体制の充実を図ります。また、認知症の予防や早期発見・対応方法や、徘徊またはそのおそれのある高齢者等が、行方不明になったときに早期発見できるような体制づくりをさらに充実して行きます。	地域包括ケア推進課
認知症サポーターの養成	認知症に対する正しい理解の普及に努めるとともに、認知症の人やその家族を支える「認知症サポーター」の養成およびスキルアップや活動の場の確保の検討をしていきます。また、認知症キャラバンメイトの育成にも努めます。	地域包括支援センター
認知症ケアパスの運用	認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れを示す認知症ケアパスの普及・啓発に努めます。	

事業	内容	関係課等
医療と連携した認知症高齢者の支援	認知症高齢者を支えるためには、医療と介護の適切な連携が不可欠であることから、地域包括支援センターと医療機関の連携を図り、必要な支援・サービスが受けられるよう、取り組みます。また、医師会や認知症サポート医、認知症疾患医療センターなどと連携し、地域のかかりつけ医に対する研修会の開催について、検討していきます。 ○認知症地域支援推進員の活動推進 医療機関や介護サービス事業所など、地域の支援機関とつなぐコーディネーター役を担う認知症地域支援推進員を活用し医療機関との連携強化、適切な支援へとつないでいきます。 ○認知症初期集中支援チーム 認知症は早期発見・早期対応が重要であることから、保健師、社会福祉士等、複数の専門職及び専門医で構成した認知症初期集中支援チームにより、認知症の疑いのある人に対しての訪問、アセスメント、家族支援等の早期支援を行います。	地域包括ケア推進課 地域包括支援センター
成年後見制度利用支援事業の推進	認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人が、不動産や預貯金などの財産管理、介護サービスや施設への入所に関する契約、遺産分割の協議の必要がある場合や、自分に不利益な契約の判断ができずに契約を結び、悪徳商法の被害にあうのを防ぐためには、後見人のような第三者の支援が必要となります。このような判断能力が不十分な人を保護し、支援するため、成年後見制度や市長申立てについて周知を図り、利用支援を促進します。また、成年後見制度を利用したくても親族がいない場合や弁護士・司法書士などの専門職後見人の利用が困難な場合に対応するため、法人後見の導入や市民後見人の確保・育成を検討していきます。	社会福祉協議会 地域包括ケア推進課 地域包括支援センター
福祉教育の推進	市内小中学校において、福祉教育の一環として、地域包括支援センターや介護施設の職員が学校に出向いて、車いす・高齢者疑似体験や寸劇による認知症サポーター養成講座（キッズサポーター）などを継続して実施し、より一層認知症への正しい理解を広める啓発活動を推進していきます。	社会福祉協議会 学校教育課 地域包括支援センター

(2) 高齢者の尊厳の確保と権利擁護

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の趣旨に則り、市民・介護サービス事業者・医療機関等、様々な人に高齢者虐待について周知・啓発に努めるとともに、地域包括支援センター等関係機関と連携を図り、虐待の防止、迅速かつ適切な保護に取り組みます。

また、高齢者の虐待や各種サービスでのトラブルなどに関する様々な相談窓口の整備と周知徹底を図り、高齢者の権利擁護に努めます。

〔具体的な事業〕

事業	内容	関係課等
高齢者虐待防止の推進と対応の充実	高齢者虐待や通報窓口等について、普及・啓発を行うとともに、高齢者虐待を発見したり、虐待があると思われたときは、地域包括支援センターや市地域包括ケア推進課や高齢・障がい福祉課が窓口となり、各関係機関と協力・連携を図り、高齢者虐待の早期発見や防止に努めていきます。 虐待の予防に関しては、介護に関する知識の不足や、不慣れた介護での介護疲れ等が虐待につながらないように、相談体制を検討していきます。また、虐待を受けた高齢者の保護や養護者に対する支援の充実に努めます。	地域包括ケア推進課 地域包括支援センター
施設等における身体拘束ゼロ	身体拘束は、高齢者の尊厳を傷つけるのみならず、身体機能の低下を引き起こすことにもなりかねないことから、施設等における身体拘束ゼロに向けて、職員の意識改革やサービスの質的向上ができるよう、施設内の研修体制の実施等を含め、働きかけていきます。要介護施設従事者による虐待や身体拘束を防止するため、職員のストレス対策、知識・介護技術の向上を図るなど、職員の意識改革やサービスの質的向上への支援に取り組めます。	地域包括ケア推進課 広域事業者指導課
個人情報保護	高齢者の権利擁護の必要な情報を適切に把握し、関係する機関と共有することが重要となります。情報の共有にあたっては、「高石市個人情報保護条例」に基づき、情報が適切に扱われるよう徹底・指導していきます。	地域包括ケア推進課 総務課
日常生活自立支援事業の推進	認知症や知的障がい、精神障がいのある人など、判断能力が不十分な人のために、地域で安心して暮らしていくために、介護や福祉サービスの選択、契約の援助や、金銭管理などの相談や援助等を行い、民生・児童委員など各関係機関と協力・連携を図り、権利擁護などに関する情報提供に努めていきます。	高齢・障がい福祉課 社会福祉協議会

事業	内容	関係課等
成年後見制度 の利用促進	団塊世代の高齢化に伴い、認知症を有する高齢者が増えることが予測されます。これに伴い、認知症等により判断能力が不十分なため、介護保険サービスの利用手続きや金銭管理ができず、日常生活の支障をきたす事例が増えることが予想されます。高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保ちながら、安心して暮らせるよう成年後見制度や市長申立てについての周知・啓発を図るとともに、制度利用の促進に向けた相談体制の充実を図ります。また社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業の利用から成年後見制度への移行がスムーズに行えるよう法人後見制度の導入や市民後見人の養成を進めます。	高齢・障がい福祉課 社会福祉協議会 地域包括支援センター

(3) 家族介護者への支援

介護は突発的に問題が発生することや介護を行う期間も長期に渡る可能性があるなど、介護者自身にかかる負担が非常に大きくなります。

また、介護にかかる身体的負担や精神的負担も大きく、介護者自身の体調管理が行き届かないケースも見受けられます。

介護による離職や、介護による心労などによる急性的な病等にかかることを未然に防止するため、家族介護者に対する支援を行います。

〔具体的な事業〕

事業	内容	関係課等
介護者家族支援の充実	居宅で介護をしている家族の悩みの相談や、適切な介護方法の習得により身体的負担や精神的負担の軽減を図ることができるよう、引き続き支援に努めるとともに、地域で介護者を支える介護高齢者家族会等の活動を支援していきます。また、家庭において介護などをされている家族介護者の負担の軽減を図るため、介護用品の給付や家族介護慰労金制度などを継続していきます。	高齢・障がい福祉課 地域包括ケア推進課 地域包括支援センター
居宅サービスの充実と提供	在宅での生活を希望する要支援・要介護認定者に対して、訪問系サービスや通所系サービス、短期入所、福祉用具貸与・購入など、居宅サービスの充実と提供に努めます。	地域包括ケア推進課

4 福祉のまちづくりの推進

(1) 多様な住まいの確保

高齢者がいつまでも住み慣れた家庭や地域において、安全に安心して生活できるよう、それぞれのニーズやライフスタイルなどに適応できる住まいの確保と提供に努めていきます。

〔具体的な事業〕

事業	内容	関係課等
住宅改造・改修の助成推進	高齢者や障がいのある人が、住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送ることができるよう、バリアフリー化や改修などに関する各種補助・助成制度などに関する相談や情報提供などに努めていきます。	健幸づくり課 地域包括ケア推進課 建築住宅課
居住系サービスの利用促進	本市には介護保険の特定施設入居者生活介護適用の有料老人ホームが2か所あります。また認知症対応型共同生活介護施設（グループホーム）が4か所あります。また、軽費老人ホーム（ケアハウス）が1か所（50床）あります。その他、住宅型有料老人ホームは4か所あります。高齢者が支援や介護を必要とする場合、住まいの選択の一つとしてケアハウスやグループホーム等、居住系サービスの利用が可能となるよう、ニーズを踏まえながら充実に努めます。	地域包括ケア推進課
サービス付き高齢者向け住宅等の周知	本市にはサービス付き高齢者向け住宅が5か所あります。今後も高齢者住まい法に基づくサービス付き高齢者向け住宅の情報収集に努め、新規に整備される施設については、建築や都市計画部門と連携して、開かれた施設となるよう、必要な意見を附し、高齢者が望む住まいが適切に提供されるよう取り組んでいきます。また、介護保険サービスが提供される場合は、ケアプランのチェックや介護相談員を派遣するなど、適切にサービスが利用されるよう取り組んでいきます。	地域包括ケア推進課
市営住宅の適切な供給	市営住宅において福祉世帯向け住戸として、高齢者世帯や障がい者世帯の優先入居や特定入居を推進します。	建築住宅課

(2) ユニバーサルデザインの推進

すべての市民が外出しやすい、暮らしやすいまちづくりをめざし、公共交通機関や多くの市民が利用する民間建築物、道路、公園などはユニバーサルデザインの理念に基づき整備・改修を推進していきます。

〔具体的な事業〕

事業	内容	関係課等
人にやさしいまちづくりの推進	高齢者や障がい者などを含めたすべての人に対して、やさしいまちづくりを実現するため、公共公益施設等の充実を積極的に進めるとともに、ユニバーサルデザインの理念に基づき、安全で快適な市街地や都市施設、建築物等の整備・誘導を進め、公共公益施設だけでなく民間施設等に対しても改善を要望し、ハードだけでなくソフト面での対応を含め、市民が安全で安心、そして快適に活動できる都市環境の創出を促進します。また、交通バリアフリー基本構想（羽衣駅周辺）による、ＪＲ東羽衣駅のバリアフリー化等の重点整備地区の整備については、関係各課とも連携の上、高齢者や障がい者にやさしいまちづくりを進めます。	都市計画課 駅周辺整備課 土木公園課
人権教育・人権啓発の推進	中学生を対象に福祉教育の一環として、「車いす体験」や「アイマスク（視覚障がい）体験」などを実施するなど、固定的なイメージの払拭に努めていきます。	高齢・障がい福祉課 社会福祉協議会 地域包括支援センター
移動の利便性の確保	車などの移動の手段を持たない高齢者等が買物や通院、社会参加などのときに便利なよう、福祉バスの運行を引き続き実施します。	高齢・障がい福祉課
健康・医療・福祉のまちづくりの推進	多くの市民が自立的に、より活動的に暮らせるまちづくりをめざすために、健康・医療・福祉・交流・商業・公共公益等の必要な都市機能の確保や、歩行空間・交通ネットワークの充実などを一体的に取り組み、健康・医療・福祉のさらなる連携したまちづくりを推進していきます。	地域包括ケア推進課 都市計画課

(3) 安全・安心対策等の推進

高齢者世帯や要支援・要介護認定者、障がいのある人などが、地震や火災などの緊急時に円滑に避難できるよう、互近助隊等の地域住民や関係団体と連携を図りながら災害時の避難体制の強化を図るとともに、災害時避難行動要支援者台帳の登録を進めていきます。また、窃盗や悪質商法などの犯罪、交通事故などに際して、適切かつ迅速に対応できるよう、関係機関と連携して、安心ネットワークづくりを進めていきます。

〔具体的な事業〕

事業	内容	関係課等
災害時避難行動要支援者台帳の普及・啓発	災害時に円滑にかつ早急に要支援者の避難・支援につながるよう、災害時避難行動要支援者台帳の登録を進めるとともに、避難支援者の確保に努めます。また、情報の提供にあたっては、本人の同意に基づくものの、提供にあたっては個人情報保護に注意しながら進めていきます。	地域包括ケア推進課 社会福祉課 社会福祉協議会
安心ネットワークの充実	大規模災害時に自力で避難することが困難と考えられる重度の障がいのある人や要援護高齢者の人びとの迅速な安否確認や避難の支援等を関係機関と連携して行うため「災害時避難行動要支援者支援制度」を実施していきます。実施にあたっては個人のプライバシーに配慮しながら進めていきます。	地域包括ケア推進課 危機管理課
災害時における支援策の充実	関係課や地域団体、事業者等との連携のもと、障がいのある人や支援を必要とする高齢者等が、災害時に安全に避難できるよう、避難情報を確実に伝達する体制や避難場所の確保に努めていきます。また、災害時に介護・福祉サービスが必要な方に対する災害時対応マニュアルの整備を事業者に周知するとともに、連携を継続して行きます。	社会福祉課 社会福祉協議会
自主防災組織づくり	「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識のもと、自治会を単位とした地域住民による組織的な防災活動を展開します。特に、津波からの集団的な避難や日頃からの要支援者の把握・地域の危険箇所の把握等を行うとともに、地域での避難訓練等防災訓練への支援を行います。	危機管理課
ハザードマップによる啓発事業	市内の津波浸水想定区域、避難所等を掲載した「ハザードマップ」を市民へ配布するとともに、ホームページで公開し、周知啓発に努めます。	
消費者被害の防止と対応の充実	振り込め詐欺や住宅リフォーム詐欺などの犯罪や悪質商法による高齢者の被害を防止するため、その手口等について情報提供や出前講座などで周知を行うとともに、被害に遭った人の相談や支援の充実を図ります。	経済課 地域包括支援センター

5 介護保険事業の適正な推進

(1) 介護従事者の資質の向上

介護保険制度を適正に運営していくために、介護保険事業を円滑に推進するとともに、個々の利用者に応じたより質の高い介護サービスを提供していくことが必要です。

〔具体的な事業〕

事業	内容	関係課等
介護従事者の 資質向上の促進	利用者のニーズに対応し、日常生活の継続性の維持・改善に資する良質なサービスが提供されるよう、事業者による自己評価システムの導入を働きかけていきます。また、地域包括支援センターと連携を図りながら、ケアマネジャー連絡会などを通じてケアマネジャーなどに対する研修や技術講習、助言・指導などに努めていきます。	地域包括ケア 推進課

(2) 適正なサービス提供への支援

市民にとって質の高い介護保険事業を進めていくためにも、新たな制度改正などの状況について情報提供していくことが必要です。

〔具体的な事業〕

事業	内容	関係課等
利用者への情報提供の充実	利用者がサービスを選択する上で必要な情報を入手できるよう、広報などを活用し、介護保険制度の内容、市の取り組みや事業者情報などを提供していきます。さらに、利用者が必要とする各種保健福祉サービスや介護保険サービスを安心して選択できるよう、情報提供の充実に努めていきます。	地域包括ケア 推進課 健幸づくり課

(3) サービスの質の向上

利用者のニーズに対応し、日常生活の継続性の維持・改善に資する良質な介護サービスが提供されるよう、利用者に対する情報の提供をはじめ、事業者の質の向上、医療と介護・福祉との連携強化など、サービスの質の向上に取り組んでいきます。

また、介護保険事業の適正・円滑な運営を図るため、適切な要支援・要介護認定を行うとともに、介護給付適正化をより一層推進していきます。

〔具体的な事業〕

事業	内容	関係課等
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の充実（地域支援事業）	高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医と介護支援専門員との連携はもとより、他の様々な職種との多種職協働や地域の関係機関との連携を図っていきます。また、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントが行えるよう、介護支援専門員に対する後方支援を継続して実施していきます。	
地域包括支援センター運営協議会の運営	地域包括支援センターの運営を支援するため、被保険者、利用者、事業者、学識経験者等で構成する地域包括支援センター運営協議会を継続して開催し、センターの公正・中立な運営を確保していきます。また、地域包括支援センター運営協議会を通じて、業務のあり方や改善点、問題点等について検討を行い、よりよい方向に改善されるよう、取り組んでいきます。	
地域包括支援センターの機能強化	地域包括ケアシステムの構築には、高齢者の生活を支える中核的な機関である地域包括支援センターの機能強化が重要です。本市の地域包括支援センターは社会福祉協議会が担っており、地域の福祉活動と密接に関わりのある社会福祉協議会の強みを生かし、民生・児童委員や校区福祉委員と連携を図った見守り体制の強化や介護予防の普及活動など、市民・地域との協働による機能強化・業務の効率化を図っていきます。また、地域包括支援センターに配属される三職種間の情報やネットワークの共有をさらに進めるとともに、地域包括ケア会議を通じて、情報の発信や困難事例の検討を行うなど、多職種間の連携体制の強化に努めます。地域包括支援センターの質をより高めていくため、ケアマネジャー連絡会を通じた情報提供をはじめ、国や大阪府で行われる研修会へ参加を促していきます。また、市としても研修会に参加するとともに、困難なケース等が発生した場合は連携・協力を図りながら、円滑に問題が解消するよう、支援していきます。	地域包括ケア推進課 地域包括支援センター
地域密着型サービスの適正な指定の実施	地域密着型サービスの指定にあたっては、地域密着型サービス運営協議会を開催し、審議を行ったうえで適正に指定していきます。	

事業	内容	関係課等
地域包括ケア会議の充実	地域包括支援センターや医療機関、サービス提供事業所等で構成する地域包括ケア会議の充実を図るとともに、より専門性を高めるため、生活支援や医療・介護連携、認知症対策等の部会において、地域における課題・問題等の解消に努めます。また、高齢者やその家族の悩みや不安などに対応するため、相談や主治医及びケアマネジャーとの連携、困難事例に対する地域包括ケア会議や担当地域ケア会議、高齢者虐待防止支援検討会議の実施などあらゆる事業活動を実施していきます。	地域包括ケア推進課 地域包括支援センター
適正な指定指導事務の実施	サービスに対する相談や苦情については、広域事業者指導課と連携し、事業者に対して立ち入り検査または監査を行うなど、事業者の指導の充実に努めます。	地域包括ケア推進課
サービス事業者との連携	介護保険事業者連絡会において、情報の提供や意見交換、交流の場を設定するなどの支援を行うことにより、サービス事業者との連携を図っていきます。	
事業者の質の向上の促進	利用者のニーズに対応し、日常生活の継続性の維持・改善に資する良質なサービスが提供されるよう、事業者による自己評価システムの導入を働きかけていきます。また、地域包括支援センターと連携を図りながら、介護保険事業者連絡会（ケアマネジャー連絡会）などを通じて事業者やケアマネジャーなどに対する研修や技術講習、助言・指導などに努めていきます。	地域包括ケア推進課 地域包括支援センター
公平・公正で適切な要支援・要介護認定の推進	認定調査に際しては、市職員による点検を適宜実施するなど、適正な認定調査を実施していきます。また、認知症や障がいのある人など、高齢者一人ひとりの状態を認定調査に正確に反映させるため、調査対象者の日頃の状態や障がいによる生活面での困難を的確に説明できる家族などの同席を求めています。さらに、障がいによりコミュニケーションの時間を要する場合や理解が困難なケースについて、的確に記載し、記載内容が審査・判定に正しく反映されるよう、公平・公正な要支援・要介護認定を実施していきます。また、介護認定審査会委員や認定調査員に対し、様々な情報の提供を図るとともに、研修などを充実していきます。	地域包括ケア推進課
介護給付費の適正化	「第3期大阪府介護給付適正化計画」に基づき、大阪府国民健康保険団体連合会介護給付適正化システムを活用して、給付費の縦覧点検処理業務や介護給付実績から医療情報及び介護給付明細の突合事業などを引き続き実施し、介護給付費の適正化に努めていきます。	健幸づくり課
介護保険事業評価の推進	介護保険事業の円滑かつ適正な運営を確保するため、サービス利用の動向や事業者の動向等、第三者評価制度の導入の検討を含め、介護保険の運営状況を適切に評価・分析していきます。	